

防災まちづくりに関する最近の情勢

流域治水プロジェクトに関する支援メニュー

令和3年7月



国土交通省

中部地方整備局 建政部 都市整備課・住宅整備課

- 流域治水プロジェクトについて …… P 2～
- 都市再生特別措置法の改正について …… P 4～
- 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン …… P 9～
「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」HPアドレス：
https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000171.html
- 流域治水プロジェクトに関する支援メニュー …… P12～

「流域治水プロジェクト」について

- 今既に激甚化している水災害に対応するため、国・都道府県・市町村が早急を実施すべきハード・ソフト一体となった対策の全体像を明らかにする「**流域治水プロジェクト**」を速やかに実施（令和2年度内に全1級109水系で策定済）
[国管理河川で**戦後最大規模洪水**に、都市機能集積地区等で**既往最大降雨**による内水被害に対応]

将来の気候変動(降雨量の増大等)を見込んだ治水計画の見直し

- 現行計画よりも増大する降雨等（外力）に対応するため、河川対策の充実をはじめ、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰した、関係者による**流域治水を更に拡充**



あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」

流域のあらゆる関係者が協働して行う対策

- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 - ・河川堤防や遊水地等の整備
 - ・治水ダムの建設・再生
 - ・雨水貯留浸透・排水施設の整備
 - ・砂防関係施設の整備
 - ・海岸保全施設の整備
 - ・利水ダム等の事前放流
 - ・利水ダムの事前放流等の判断に資する雨量予測の高度化
 - ・水田の貯留機能の向上
 - ・森林整備、治山対策
 - ・民間企業等による雨水貯留浸透施設の整備
 - ・未活用の国有地を活用した遊水地・雨水貯留浸透施設等の整備など
- 被害対象を減少させるための対策
 - ・高台まちづくりの推進(線的・面的につながった高台・建物群の創出)
 - ・リスクが高い区域における立地抑制・移転誘導 など
- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 - ・ハザードマップやマイタイムライン等の策定
 - ・要配慮者利用施設(医療機関、社会福祉施設等)の浸水対策
 - ・渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策
 - ・地下駅等の浸水対策、鉄道橋梁の流出等防止対策
 - ・学校及びスポーツ施設の浸水対策による避難所機能の維持 など

あらゆる関係者が協働して、「流域治水プロジェクト」を策定し、実行

流域治水の実効性を高め、強力に推進するため、「流域治水関連法」では、4本の柱により、以下の9法律を一体的に改正

- ①特定都市河川浸水被害対策法、②河川法、③下水道法、④水防法、⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、⑥都市計画法、⑦防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、⑧都市緑地法、⑨建築基準法 …

1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を**対象に追加**(全国の河川に拡大)

◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂**に会し、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議
- 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等のハード対策を更に推進(予算)

- 利水ダム等の事前放流**に係る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)制度の創設
- 下水道**で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
- 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

◆ 流域における雨水貯留対策の強化

- 貯留機能保全区域**を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
- 都市部の緑地**を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
- 認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援

3. 被害対象を減少させるための対策 【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

- 浸水被害防止区域**を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
- 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進
- 災害時の避難先となる拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- 洪水等に対応した**ハザードマップ**の作成を**中小河川等**まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
- 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去**、**準用河川**を追加

【目標・効果】 気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現

(KPI) ○浸水想定区域を設定する河川数:2,092河川(2020年度)⇒約17,000河川(2025年度)

背景・必要性

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、**災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進**の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題
- こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、**まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成**し、都市の魅力向上させることが必要

⇒ **安全で魅力的なまちづくりの推進が必要**

「国土強靱化基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」(閣議決定)において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進、災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

法案の概要

安全なまちづくり【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

- 開発許可制度の見直し**
 - 災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
 - 市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅等の開発を抑制
- 住宅等の開発に対する勧告・公表**
 - 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内の住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする

災害ハザードエリアからの移転の促進

- 市町村による移転計画制度の創設**
 - 災害ハザードエリアからの円滑な移転を支援するための計画を作成

災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
 - 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成
- ⇒避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等
- <災害レッドゾーン>

 - ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
 - ・土砂災害特別警戒区域
 - ・地すべり防止区域
 - ・急傾斜地崩壊危険区域

<災害イエローゾーン>

 - ・災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア（浸水ハザードエリア等）

魅力的なまちづくり【都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法】

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

都市再生整備計画*に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定し、以下の取組を推進 *都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画

○「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出
- 例) 公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供
- (予算)公共空間リノベーションへの交付金等による支援
- (税制)公共空間を提供した民間事業者への固定資産税の軽減



車道中心の駅前広場



駅前のトランジットモール化、広場整備など歩行者空間の創出

- まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入

○まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進

- 都市再生推進法人*のコーディネートによる道路・公園の占有手続の円滑化
- *都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）
- (予算)官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援
- (予算)都市再生推進法人への低利貸付による支援

居住エリアの環境向上

○日常生活の利便性向上

- 立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設

○都市インフラの老朽化対策

- 都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ
- ⇒改修に要する費用について都市計画税の充当等

【目標・効果】

- 「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現
(KPI) 防災指針の作成：約600件（全ての立地適正化計画作成自治体）（2021年～2025年 [2021年:100件 ↗ 2025年:600件]）
- 多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現
(KPI) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数：2025年度までに100市町村以上

○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画の強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

◆災害ハザードエリアにおける開発抑制

(開発許可の見直し) (令和4年4月施行予定)

<災害レッドゾーン>

- 都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、**自己の業務用施設**（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の**開発を原則禁止**

<浸水ハザードエリア等>

- 市街化調整区域における**住宅等の開発許可を厳格化**（安全上及び避難上の対策を許可の条件とする）

(住宅等の開発に対する勧告・公表)

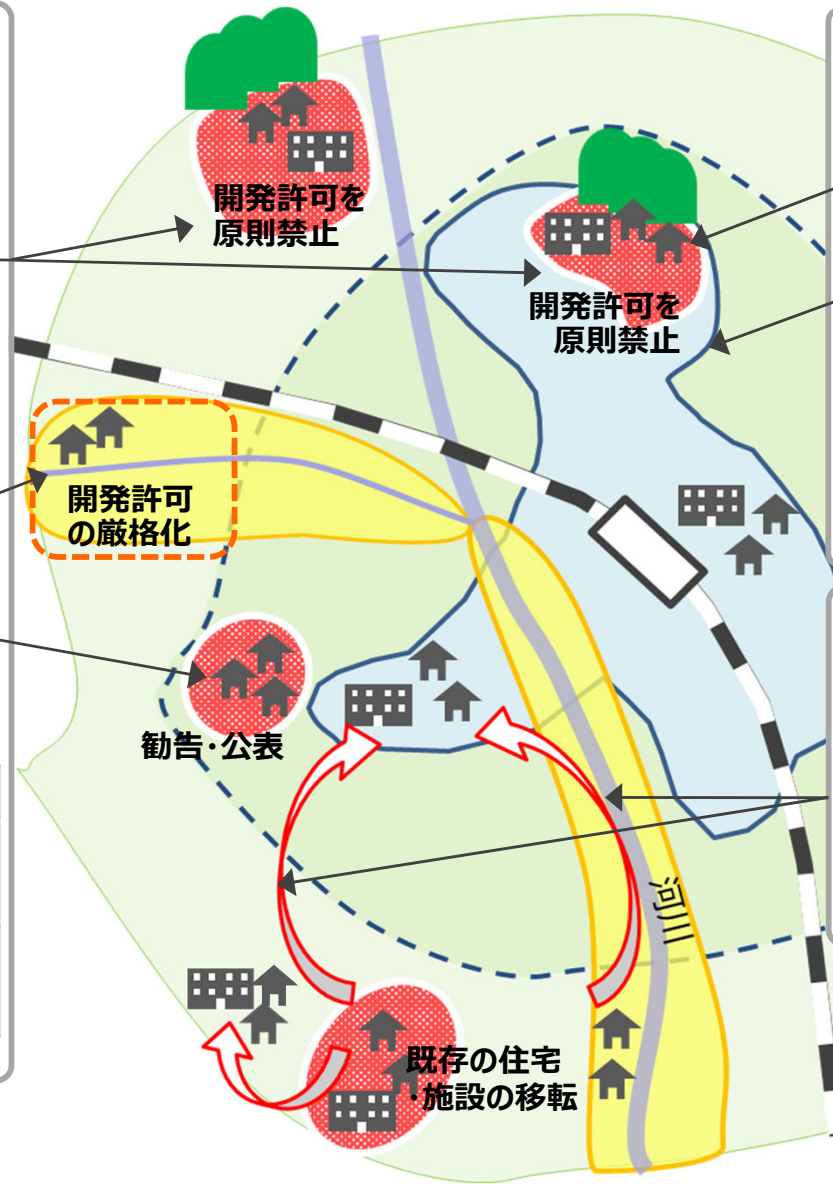
- 災害レッドゾーン内での住宅等の開発※について**勧告に従わない場合は公表**できることとする
- ※ 3戸以上又は1000㎡以上の住宅等の開発で開発許可の対象とならないもの

区域	対応
災害レッドゾーン	市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域 開発許可を原則禁止
浸水ハザードエリア等	市街化調整区域 開発許可の厳格化

【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害レッドゾーン

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域



◆立地適正化計画の強化

(防災を主流化) (令和3年10月施行予定)

- 立地適正化計画の**居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外**

- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「**防災指針**」の作成

避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等

【都市再生特別措置法】

◆災害ハザードエリアからの移転の促進

- 市町村による防災移転支援計画

〔市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等〕

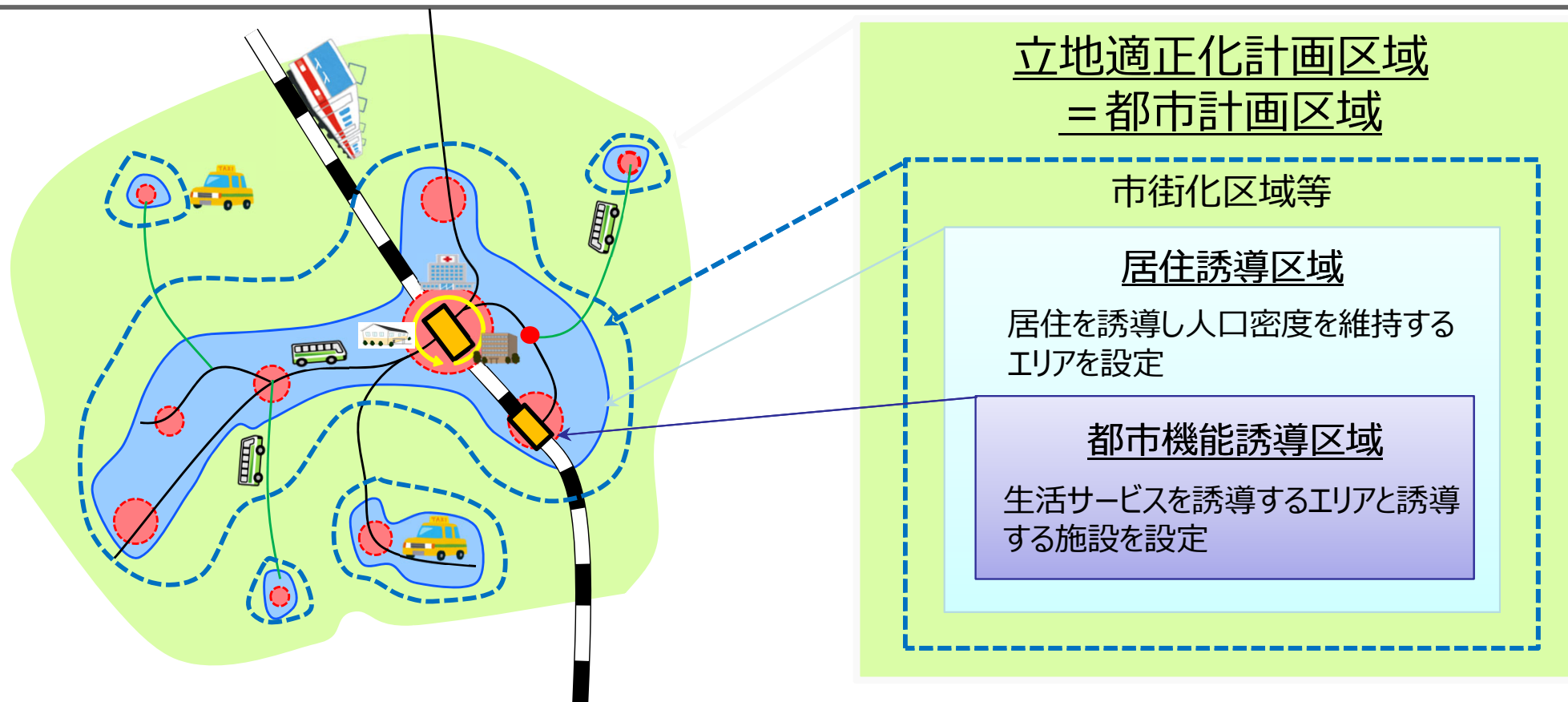
- ※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充（防災集団移転促進事業の要件緩和（10戸→5戸等））

【都市再生特別措置法】

- 市街化調整区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 災害レッドゾーン
- 浸水ハザードエリア等

立地適正化計画について

- 人口減少下においても、医療、福祉、商業等の必要な生活サービスが確保され、住民が安心して暮らせる都市をつくるための包括的なマスタープランであり、
- まちなかや公共交通の沿線に都市機能や居住を誘導し、ネットワークでつなぐ、コンパクトシティを実現するためのツールとなるものです。



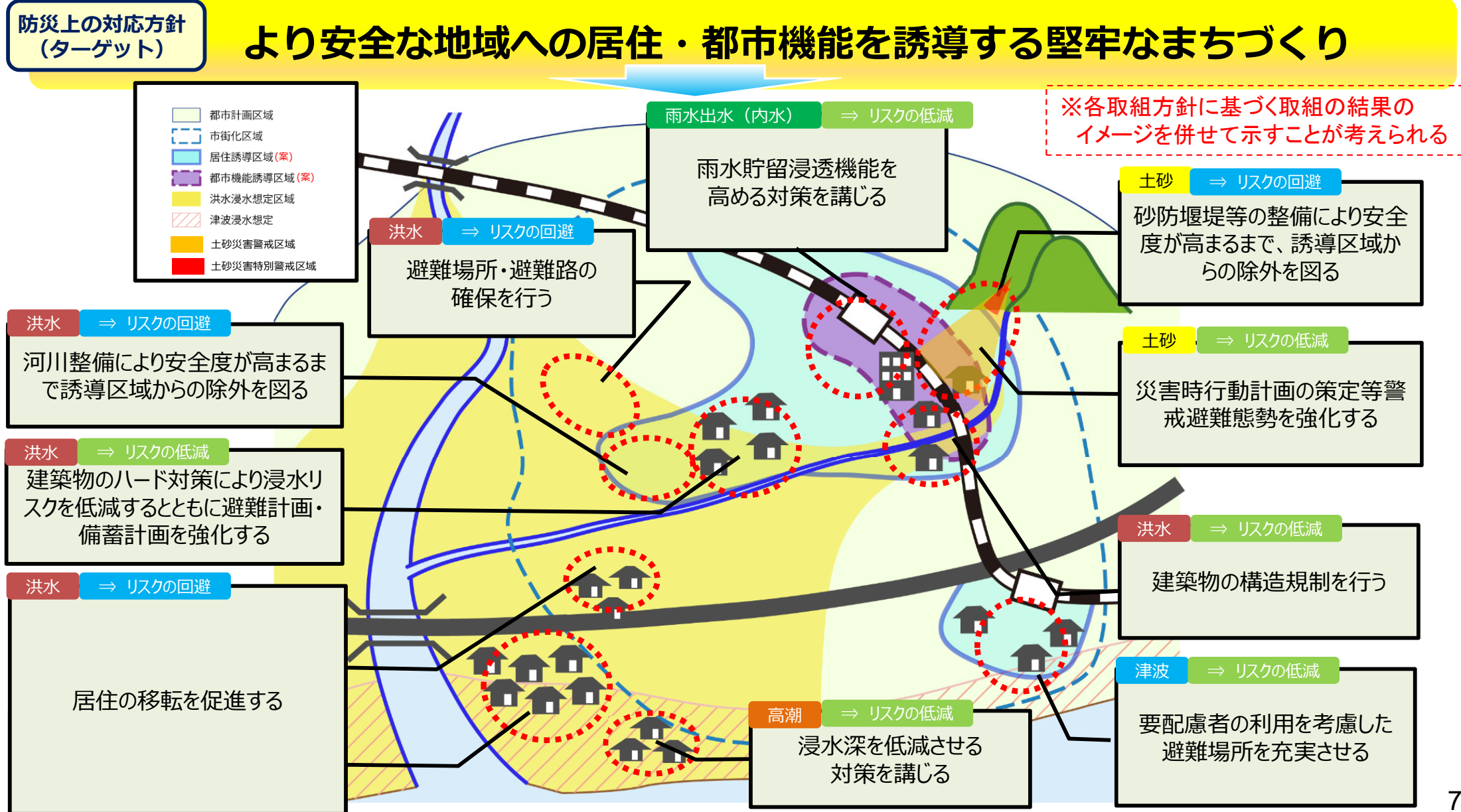
- 都市のコンパクト化を進め、一定の人口密度を確保することによって、
 - ・生活サービス施設の立地と経営を支え、市民の生活利便性の維持・向上が期待されます。
 - ・まちなかの土地利用が増進し、地価が維持され固定資産税収の確保が期待されます。
 - ・公共施設やインフラの維持・管理業務やゴミ収集等の行政サービスが効率化されることが期待されます。

防災指針の検討について

防災まちづくりの将来像、取組方針の検討

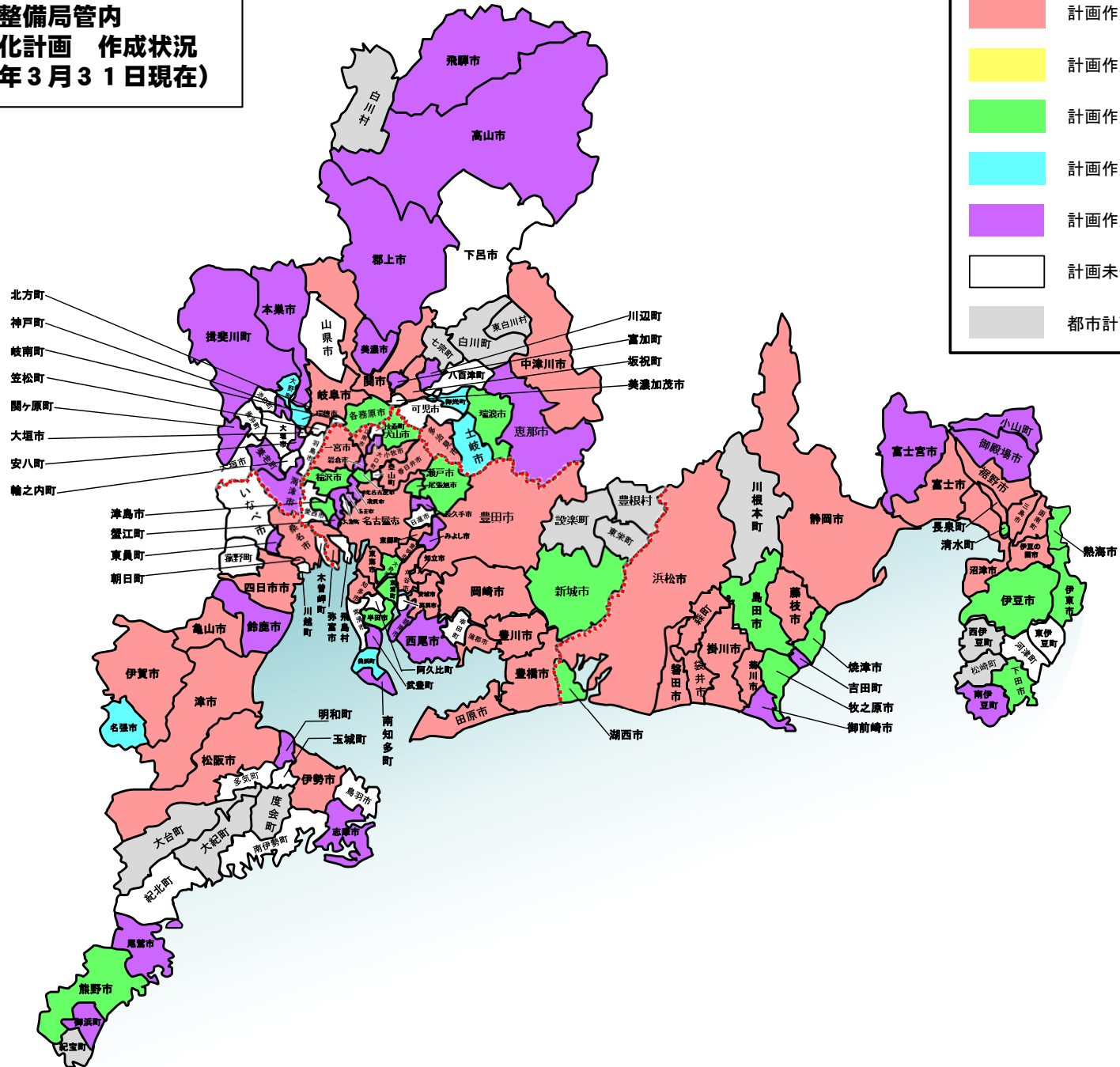
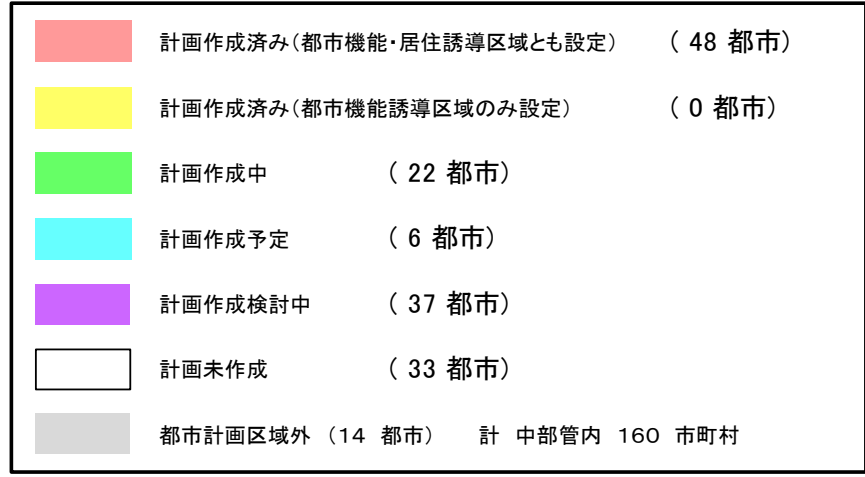
1) 地区ごとの課題を踏まえた取組方針の検討

■ 防災上の対応方針（ターゲット）と将来像、地区ごとの取組方針の例



中部地方の立地適正化計画の策定状況について

中部地方整備局管内
立地適正化計画 作成状況
(令和3年3月31日現在)



○県別内訳

岐 阜	6	0	2	4	14	12	4
静 岡	15	0	9	0	6	2	3
愛 知	19	0	10	1	11	10	3
三 重	8	0	1	1	6	9	4
合 計	48	0	22	6	37	33	14

2021.3.31

水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン【概要】①

概要

- 近年、激甚な水災害が全国各地で発生し、今後、気候変動の影響による降雨量の増加等により、さらに頻発化・激甚化することが懸念されることから、河川整備等と防災まちづくりの総合的・重層的な取組により、水災害に強いまちづくりを目指すことが必要。
- このような状況を受け、国土交通省は「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会を設置し、令和2年8月に提言をとりまとめ。今般、提言に基づき、水災害ハザード情報の充実や防災まちづくりを進める考え方・手法を示す「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」を作成。
- 地方公共団体の治水、防災、都市計画、建築等の各分野の担当部局が、これまで以上に連携を深め、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりに取り組んでいけるよう、本ガイドラインを周知し、支援。
- 本ガイドラインの内容は、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりについて、現時点で妥当と思われる基本的な考え方を整理したもの。今後、各地域での取組を通じて得られた知見を随時反映し、法制度の改正等も踏まえ、必要に応じて見直し、充実。

「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会

開催経緯

令和2年1月8日	第1回検討会
4月17日	第2回検討会
6月12日	第3回検討会
7月16日	第4回検討会
8月26日	提言とりまとめ
令和3年3月17日	第5回検討会
5月28日	ガイドラインとりまとめ

委員名簿 (◎座長、○副座長 敬称略、五十音順)

岡安 章夫	東京海洋大学海洋資源エネルギー学部門教授
小山内 信智	政策研究大学院大学教授
加藤 孝明	東京大学生産技術研究所教授
木内 望	建築研究所主席研究監
○立川 康人	京都大学大学院工学研究科教授
◎中井 検裕	東京工業大学環境・社会理工学院教授
中村 英夫	日本大学理工学部教授
藤田 光一	河川財団河川総合研究所長

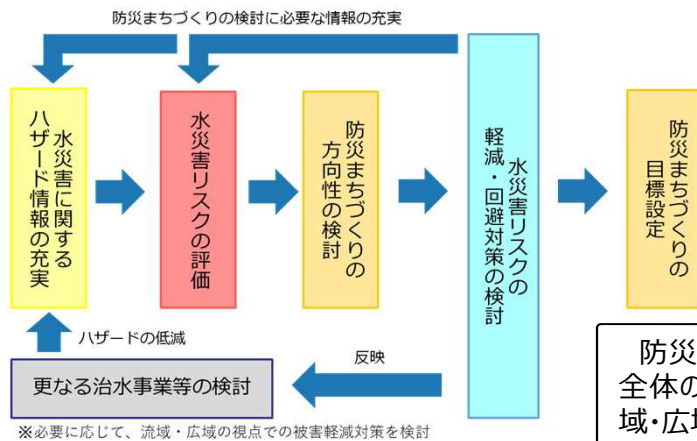
事務局 国土交通省 都市局、水管理・国土保全局、住宅局

ガイドラインの全体像

取組主体：市町村（主な実施者）、国及び都道府県（重要な協力者）を想定。

水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの全体の流れ

- ハザード情報を整理し、防災まちづくりの検討に必要なハザード情報を充実。
- ハザード情報をもとに、地域ごとに水災害リスクの評価を行い、防災まちづくりの方向性を検討。
- 水災害リスクの評価内容に応じて、当該リスクを軽減又は回避する対策を検討し、防災まちづくりの目標を設定。新たなハザード情報が必要となった場合には、情報をさらに充実。
- まちづくりにおける対策では地域の水災害リスクの軽減に限界がある場合には、治水部局において、水災害ハザードを軽減させるために更なる治水対策等の取組を検討。

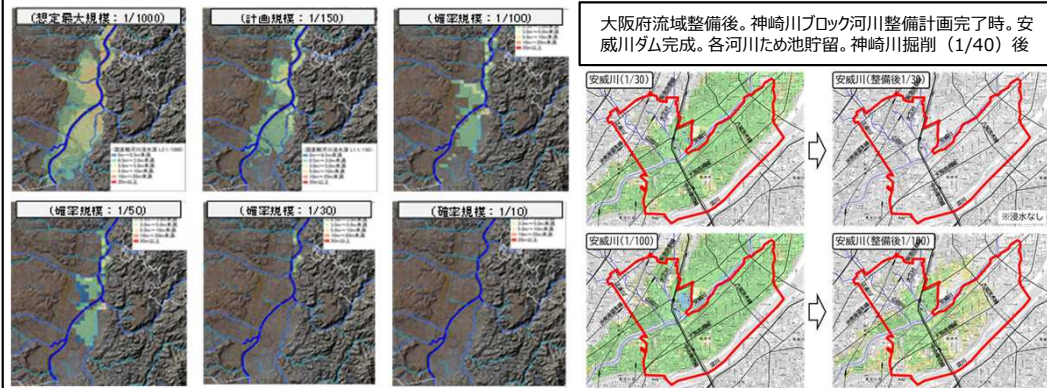


防災まちづくりの推進に当たっては、流域全体のリスク分担のあり方の検討など、流域・広域の観点からの連携が必要。

ガイドラインの概要

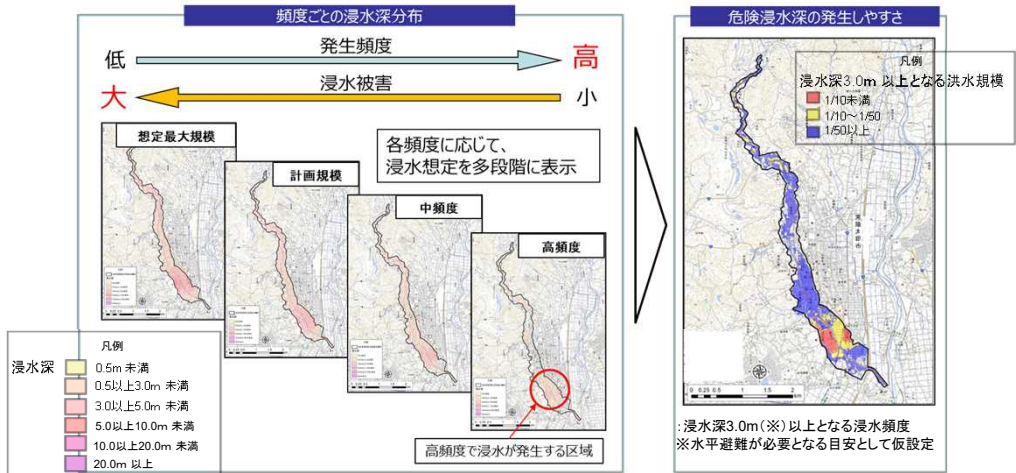
1. 防災まちづくりに活用できる水災害に関するハザード情報

① 既に公表されているハザード情報（法定の洪水浸水想定区域、治水地形分類図等）に加え、防災まちづくりに活用できるハザード情報（より高頻度の浸水想定や河川整備前後の浸水想定等）を新たに作成。



多段階の浸水想定区域図のイメージ

河川整備前後の浸水想定の違い



多段階の浸水想定区域図を用いた危険浸水深の発生しやすさの評価

② ①の新たなハザード情報は、河川管理者等（各地方整備局河川部又は当該河川の河川国道事務所及び都道府県等）が、防災まちづくりの取組主体である市町村との連携・調整のもと作成。

2. 地域における水災害リスク評価

① 1. のハザード情報に加えて、暴露及び脆弱性の情報により、水災害による損失を表す「水災害リスク」を評価。

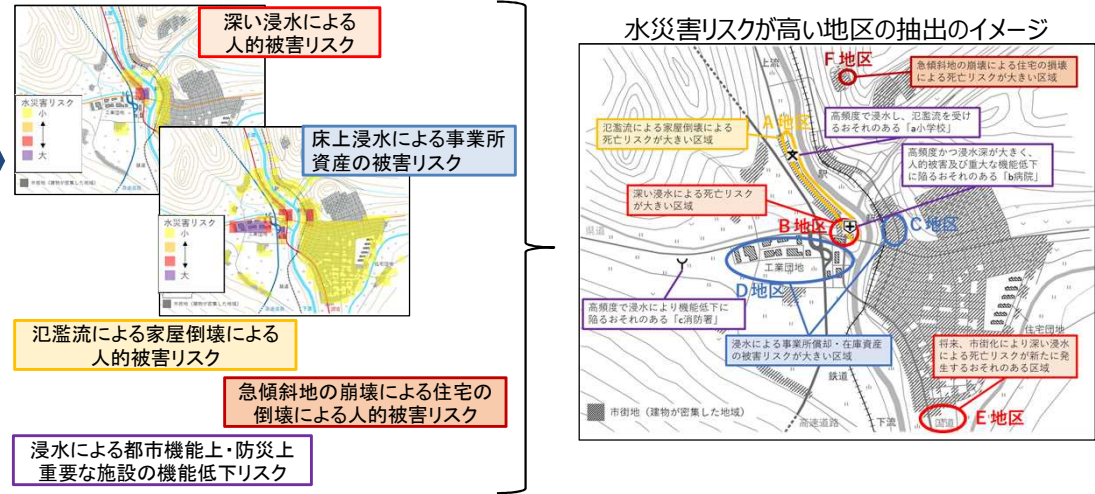
$$\text{水災害リスク} = \left(\text{ハザード} \times \text{発生確率} \right) \times \text{暴露} \times \text{脆弱性}$$

(洪水・雨水出水・津波・高潮、土砂災害) (ハザードを被る人命、財産等) (被害の受けやすさ)

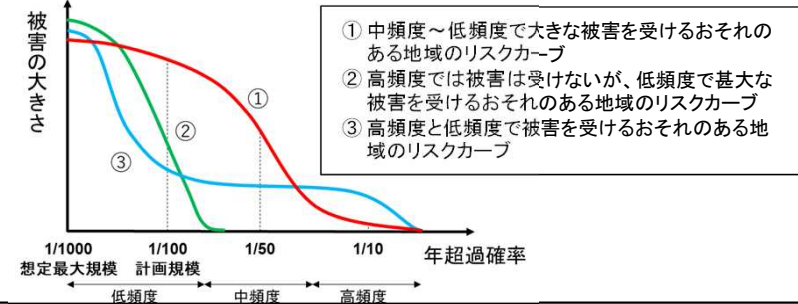
② ハザードの特性や地域の状況に応じて、水災害リスクの評価項目を設定。

- ・人的被害（深い浸水による人の死亡、氾濫流による家屋倒壊等）
- ・経済的被害（家屋、事業所資産の浸水被害、交通の途絶等）
- ・都市機能上・防災上重要な施設（庁舎、医療施設等）の機能低下

②で設定した項目ごとに①に従って水災害リスクを評価し、視覚化した上で、水災害リスクが高い地区を抽出。



③ ハザードの発生頻度ごとに水災害リスクの大きさを評価し、地域の水災害リスクの構造を把握。

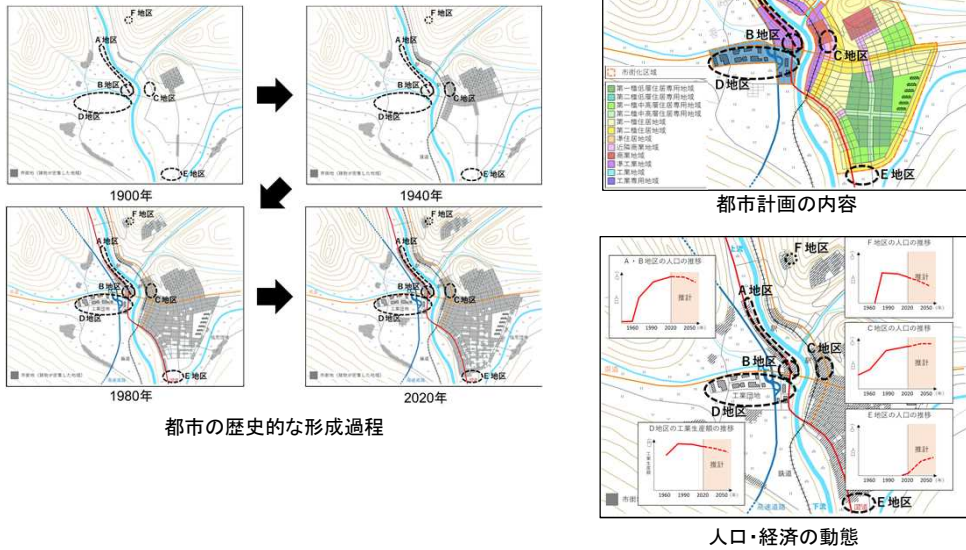


- ① 中頻度～低頻度で大きな被害を受けるおそれのある地域のリスクカーブ
- ② 高頻度では被害は受けませんが、低頻度で甚大な被害を受けるおそれのある地域のリスクカーブ
- ③ 高頻度と低頻度で被害を受けるおそれのある地域のリスクカーブ

ガイドラインの概要

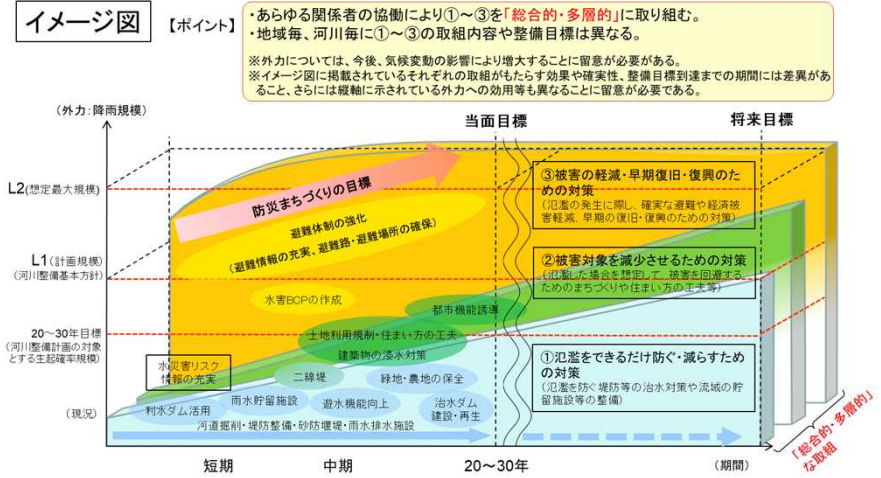
3. 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの方向性

① 2. で評価した水災害リスクを可能な限り避けることを原則としつつ、都市の構造、歴史的な形成過程、人口・経済・土地利用の動態等を踏まえ、地域の持続可能性やまちづくり全体との総合的なバランスを考慮し、防災まちづくりの方向性を決定。



4. 水災害リスクを軽減又は回避する対策

① 3. の防災まちづくりの方向性の実現に向け、水災害リスクが存在する区域について、リスクを軽減又は回避するための対策を総合的に検討。



② 対策を計画的に実行していくために、防災まちづくりの目標を設定。

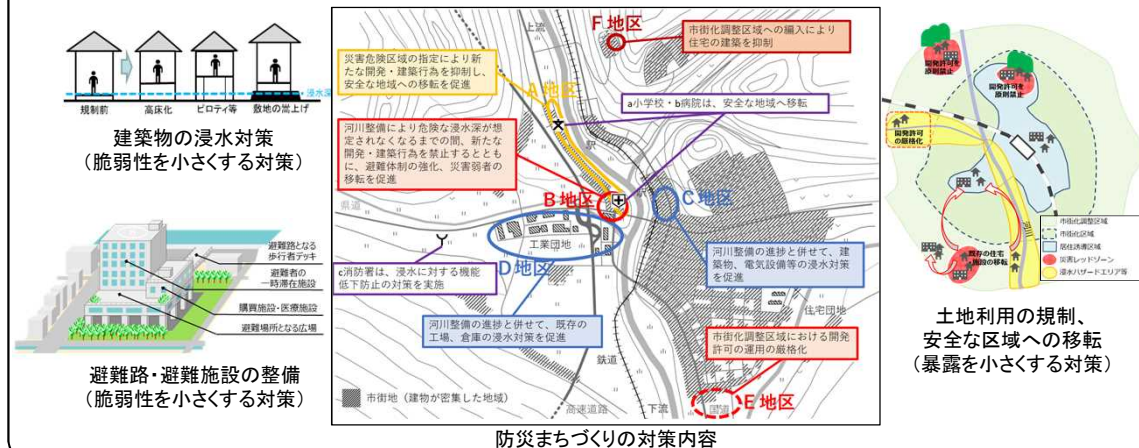
③ 地域にどのような水災害リスクが存在し、そのリスクを軽減又は回避するためにどのような対策を行う必要があるのか、地域の関係者との合意形成が図られることが重要。

② 水災害リスクが存在する区域ごとに、以下の方向性を検討。

- 都市機能上の必要性等を勘案し、水災害リスクを軽減し、又はこれ以上増加させない対策を講じながら、都市的土地利用を継続。
- 残存する水災害リスクが大きいことが見込まれることから、都市的土地利用を回避。

5. 関係者間の連携

- 上流・下流、本川・支川の治水バランスを確保し、流域全体で安全を確保するため、流域・広域の視点から関係者が連携。
- 関係部局間の連携体制の構築、各分野横断的な知識を有する人材の確保・育成、専門家の協力体制の構築。



流域治水対策等の主な支援事業 1 / 3

流域治水対策等の主な支援事業

令和3年4月1日時点

	内容	交付金等	事業名	掲載	交付対象事業	支援先	詳細 (HP)	問合せ先	
流出抑制対策等	雨水貯留浸透施設 ・各戸貯留 ・池沼及びため池 等	交付金	流域貯留浸透事業	※	一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能を持つ施設の整備	地方公共団体 (都道府県、市町村)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P370参照	河川部地域河川課	
	雨水貯留浸透施設 (特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域内において同法第9条に基づく対策工事として設置したもの)	税制特例	特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る特例措置 (固定資産税)	※	特定都市河川流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策工事として設置される雨水貯留浸透施設を設置した場合、対策工事として設置される雨水貯留浸透施設の償却資産部分について固定資産税の課税1/2～5/6に軽減		https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/usui/usui_h27-3.pdf	河川部地域河川課	
	地方公共団体が助成する雨水流出抑制施設 等	交付金	新世代下水道支援事業	P 30	水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援していくため、または雨天時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備	地方公共団体 (都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P84参照	建設部都市整備課 下水道係	
	・雨水貯留浸透施設 地方公共団体が助成する ・透水性舗装 ・防水ゲート、止水板 等	交付金	下水道浸水被害軽減総合事業	P 29	内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策	地方公共団体 (都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P71参照	建設部都市整備課 下水道係	
	雨水貯留浸透施設	補助金	防災・省エネまちづくり緊急促進事業	P 15	市街地再開発事業等において、防災機能向上等の緊急的な政策課題に対応した、質の高い施設建築物の整備(浸水対策のための雨水貯留浸透施設を設置すること等)への支援	地方公共団体 民間事業者	https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/content/001339249.pdf	建設部都市整備課 都市再生係	
	雨水の貯留・浸透に資するグリーンインフラの整備・保全を促進	交付金	グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	P 16	官民連携による自然環境の多様な機能を活用した防災・減災対策を促進するため、防災・減災を目的とする事業を重点的に支援	地方公共団体 民間事業者	https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001397159.pdf	建設部都市整備課 企画調査第二係	
土地利用・住まい方の工夫	二線堤整備	交付金	総合流域防災事業 (洪水氾濫域減災対策事業)	※	流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施する事業	地方公共団体 (市町村)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P413参照	河川部地域河川課	
	家屋移転	交付金							
	宅地嵩上げ		交付金	土地区画整理事業	P 17	立地適正化計画に位置付けた防災対策として実施する土地区画整理事業について、一定の要件を満たす場合に、土地の嵩上げ費用を都市再生区画整理事業の補助限度額へ算入可能	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/shuhou/kukakuseiri/kukakuseiri01.htm	建設部都市整備課 都市再生係
			交付金	宅地嵩上げ安全確保事業	P 18	大規模な豪雨災害による浸水被災地で、家屋の集団移転が困難等の要件を満たす地区について、同程度の出水に対する安全性を確保するため、河川施設整備との整合を図った上で行う宅地と公共施設の一体的な嵩上げを支援	地方公共団体		建設部都市整備課 企画調査第二係
			交付金	災害危険区域内建築物防災改修等事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	P 19	災害危険区域を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物の安全性向上のため、災害危険区域に存する既存不適格構造物について、建築制限に適合させる改修費等の一部を補助する地方公共団体に支援を行う。	地方公共団体	社会資本整備総合交付金交付要綱P358 (※最新版はHPにリンクなし)	建設部住宅整備課 建築安全第一係
	二線堤、浸水防止施設等	交付金	総合治水対策特定河川事業 (都市水防災対策事業)	※	人口の集中の著しい大都市の地域に係る一級河川又は二級河川の想定氾濫区域であって、次の全ての要件に該当する地区で実施される一連の氾濫流制御施設を行う事業	地方公共団体 (都道府県、市町村)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P48参照	河川部地域河川課	
二線堤保全	税制特例	浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置	※	浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税を減免		https://www.mlit.go.jp/page/content/001320178.pdf ※P30参照	河川部地域河川課		

流域治水対策等の主な支援事業

令和3年4月1日時点

内容	交付金等	事業名	掲載	交付対象事業	支援先	詳細(HP)	問合せ先
災害ハザードエリアからの移転	補助金	都市構造再編集中支援事業	P 20	病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の自主的移転を促進するため、市町村や民間事業者等が行う施設整備等	地方公共団体(市町村) 民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001359522.pdf	建設部都市整備課 都市再生係
	補助金	防災集団移転促進事業	P 21	住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に適当でない認められる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的として、市町村が行う住宅団地の整備等	地方公共団体 (市町村)	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001338498.pdf	建設部都市整備課 街路係
土地利用・ 住まい方の工夫	補助金	集約都市(コンパクトシティ)形成支援事業	P 22	立地適正化計画において防災対策が位置づけられた居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査・評価を実施する事業	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000054.html	建設部都市整備課 企画調査第一係
	交付金	がけ地近接等危険住宅移転事業	P 23	がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格建築物等の移転を行う者に対し補助金を交付する地方公共団体に支援を行う。	地方公共団体	社会資本整備総合交付金交付要綱P358 (※最新版はHPにリンクなし)	建設部住宅整備課 建築安全第一係
	交付金	小規模住宅地区改良事業	P 24	不良住宅※が集合すること等により生活環境の整備が必要とされる地区において、地方公共団体により、不良住宅の除却、従前居住者向けの住宅(小規模改良住宅)の建設、生活道路又は児童遊園等を整備する事業等に対し支援を行う。 ※地方公共団体が移転勧告等を行った住宅や災害で著しく損傷した住宅も該当	地方公共団体	小規模住宅地区等改良事業制度要綱 (※最新版はHPにリンクなし)	建設部住宅整備課 住宅事業係
	補助金	集約都市(コンパクトシティ)形成支援事業(再掲)	P 22	都市再生特別措置法第81条第1項の規定に基づき作成される計画	地方公共団体等	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000054.html	建設部都市整備課 企画調査第一係
	交付金	市街地再開発事業等	P 25	市街地再開発事業等における防災関連施設を含めた共同施設の整備 避難路の整備	地方公共団体等	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf	建設部都市整備課 都市再生係
	交付金	都市防災総合推進事業	P 26	避難地・避難路等の公共施設整備や住民の防災意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取り組みを支援	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000008.html	建設部都市整備課 街路係
	補助金	集約都市(コンパクトシティ)形成支援事業(再掲)	P 22	都市再生特別措置法第81条第1項の規定に基づき作成される計画	地方公共団体等	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000054.html	建設部都市整備課 企画調査第一係
内水対策	交付金	通常の下水道事業	P 27	公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業	地方公共団体 (都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P67参照	建設部都市整備課 下水道係
	交付金	下水道浸水被害軽減総合事業(再掲)	P 29	内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策	地方公共団体 (都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P71参照	建設部都市整備課 下水道係
	交付金	都市水害対策共同事業	P 27	下水道事業と河川事業とが連携・共同して行う、相互の施設をネットワーク化するための管渠、ポンプ施設等の整備	地方公共団体 (都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P77参照	建設部都市整備課 下水道係
	交付金	新世代下水道支援事業(再掲)	P 30	水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援していくため、または雨天時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備	地方公共団体 (都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P84参照	建設部都市整備課 下水道係
	補助金	特定地域都市浸水被害対策事業(下水道防災事業費補助)	P 27	「特定地域都市浸水被害対策計画」に基づき、地方公共団体による下水道施設の整備、民間事業者等による雨水貯留施設等の整備の支援を行う事業。	地方公共団体 (都道府県、市町村等) 民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/usui/usui_h27-1.pdf	建設部都市整備課 下水道係

流域治水対策等の主な支援事業 3 / 3

流域治水対策等の主な支援事業

令和3年4月1日時点

	内容	交付金等	事業名	掲載	交付対象事業	支援先	詳細(HP)	問合せ先
内水対策	下水道施設(雨水管、雨水ポンプ、雨水貯留施設等)の整備、耐震化、耐水化	補助金	下水道床上浸水対策事業(下水道防災事業費補助)	P 31	大規模な再度災害防止のための下水道施設の整備	地方公共団体(都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_iirei/usui/usui_h27-1.pdf	建政部都市整備課 下水道係
		補助金	事業間連携下水道事業(下水道防災事業費補助)	P 32	河川事業と連携して実施する下水道施設の整備	地方公共団体(都道府県、市町村等)		建政部都市整備課 下水道係
		補助金	大規模雨水処理施設整備事業(下水道防災事業費補助)	P 33	雨水処理を担う大規模な下水道施設の整備	地方公共団体(都道府県、市町村等)		建政部都市整備課 下水道係
	避難路の確保・アンダーパス等避難路浸水対策	交付金	都市防災総合推進事業(再掲)	P 26	指定避難路の整備、嵩上げ、ポンプ設置等による排水対策(避難路確保)について支援可能	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000008.html	建政部都市整備課 街路係
その他	ハザードマップ作成	交付金	効果促進事業	※	基幹事業(流域内のハード対策等)と一体となったソフト対策として、ハザードマップの作成・印刷を支援するもの。	地方公共団体(市町村)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P462参照	河川部地域河川課
		交付金	都市防災総合推進事業(再掲)	P 34	住民の防災意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における「地区レベル」の防災性の向上を図る取り組みを支援	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000008.html	建政部都市整備課 街路係
	100mm/h安心プラン	—	本プランを策定することにより、 ・交付金重点配分対象 ・流域貯留浸透事業の交付要件緩和等	—	<策定主体> 市町村および河川管理者、下水道管理者等	<策定主体> 市町村および河川管理者、下水道管理者等	https://www.mlit.go.jp/river/kasen/main/100mm/	河川部地域河川課 建政部都市整備課 下水道係
	水害時の避難者への対応(地方公共団体と水害時の避難者の受入協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等)	補助金	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業・一時避難場所整備緊急促進事業	P 35	避難者の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、電気設備(設置場所の嵩上げ含む)、止水板等の整備に対する支援	地方公共団体 民間事業者	制度要綱 https://www.mlit.go.jp/iutakukentiku/house/content/001402797.pdf 交付要綱 https://www.mlit.go.jp/iutakukentiku/house/content/001402798.pdf	建政部住宅整備課 建築安全第一係
	土砂災害関係	交付金	住宅・建築物安全ストック形成事業(土砂災害関係)	P 36	土砂災害特別警戒区域内の既存構造物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用を支援。	地方公共団体	社会資本整備総合交付金交付要綱P350 (※最新版はHPにリンクなし)	建政部住宅整備課 建築安全第一係

防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した、質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等に対し、国が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。

【対象事業】

- ・市街地再開発事業
- ・優良建築物等整備事業
- ・地域優良賃貸住宅整備事業
- ・住宅市街地総合整備事業
- ・防災街区整備事業
- ・都市再生整備計画事業の交付対象事業
- ・地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業
- ・認定集約都市開発事業

※その他、住宅部分については地域要件等あり

【事業概要】

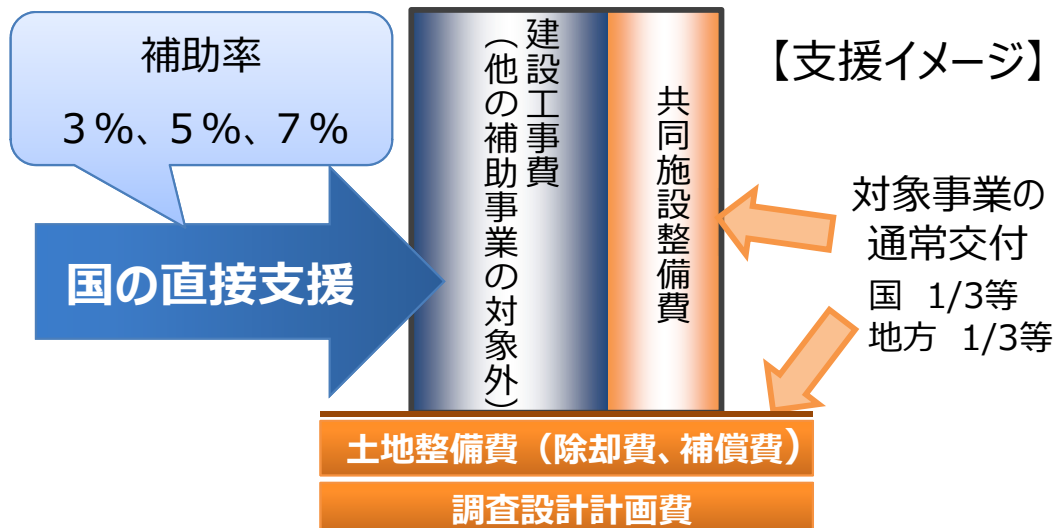
<必須要件>

- ・ **高齢者等配慮対策**（バリアフリー化）
- ・ **子育て対策**（バリアフリー化、防犯性）
- ・ **防災対策**（帰宅困難者支援〔都市部〕、構造安全性）
- ・ **省エネルギー対策**（省エネルギー誘導基準への適合）
- ・ **環境対策**（リサイクル性への配慮、劣化対策）



<選択要件>

- ・ **防災対策**（帰宅困難者支援〔地方部〕、延焼遮断、津波に対する構造安全性、雨水対策）
- ・ **環境対策**（ライフサイクルコスト、都市緑化、木材利用）
- ・ **子育て対策**（遮音性向上、居住環境、共働き世帯支援）
- ・ **生産性向上**（B I Mの導入）
- ・ **働き方対策**（テレワーク拠点の整備）



【補助金額】

補助対象事業の建設工事費（他の国庫補助に係る補助対象事業費を除く）に対し、要件の充足数に応じて、以下の割合を乗じて得た額の範囲内とする。

必須要件	のみ	…	3%
必須要件	+ 選択要件の1項目	…	5%
必須要件	+ 選択要件の2項目	…	7%

都市公園・緑地等事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

- 近年、気候変動に伴い、水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることを踏まえ、これまでの防災・減災対策に加えて、自然環境の持つグリーンインフラとしての機能を活用した防災・減災対策を推進することが求められている。
- このため、「防災指針」や流域治水等の防災・減災関連の計画との連携のもと、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業（R2創設）の展開を一層強化し、官民連携・分野横断による防災・減災施策を推進する。

■ 拡充内容（都市公園・緑地等事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業）

<拡充内容>

- 官民連携による自然環境の多様な機能を活用した防災・減災対策を推進するため、防災・減災を目的とする事業を重点的に支援
- 新規整備に加え、保全されている既存緑地の機能も一体的に活用できるよう、保全利用施設整備を支援対象に追加

■ 2つの「型」の相違点

支援要件	通常型	防災・減災推進型 (下線部が新たな内容)
行政計画での位置づけ	緑の基本計画等に基づく取組みであること（計画内容は限定なし）	<u>防災・減災関連の計画と連携した取組みであること（計画内容を限定）</u>
自然が持つ多面的機能発揮に関する指標数	3つ以上設定（指標内容は限定なし）	3つ以上設定 <u>ただし、指標内容のうち1つは防災・減災関連の指標であること</u>
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地の整備 ・公共公益施設の緑化 ・民間建築物の緑化 ・市民農園の整備 ・緑化施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地の整備 ・公共公益施設の緑化 ・民間建築物の緑化 ・市民農園の整備 ・緑化施設の整備 ・<u>既存緑地の保全利用施設の整備</u> ・グリーンインフラに関する計画策定 ・整備効果の検証

■ 流域治水に対応したグリーンインフラの整備イメージ



気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、「流域治水」の考え方に基づき、河川事業と併せて、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水災害対策を推進

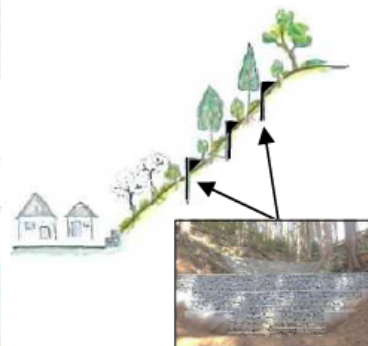
雨水の貯留・浸透に資するグリーンインフラの整備・保全を促進

○ 都市公園



雨水浸透に配慮した公園整備のイメージ

○ 既存緑地の保全利用施設



斜面崩壊防止のために必要な施設整備のイメージ

○ 激甚化・頻発化する豪雨災害に対応し、浸水想定区域内の既成市街地の防災性の向上を図るため、浸水対策として実施する土地区画整理事業等への支援を拡充する。

拡充①

拡充の概要

以下の①又は②の要件を満たす地区で行われる土地区画整理事業について、重点的に支援を行う

- ①防災指針に基づき浸水対策として実施する事業
- ②高規格堤防の整備と連携して実施する事業

国費率の高上げ

①又は②の要件を満たす事業について、都市再生区画整理事業の**安全市街地形成重点地区の対象に追加**し、**国費率を1/2に高上げ**（一般地区：1/3）

支援対象の拡充（緊急防災空地整備事業）

①又は②の要件を満たす事業予定地区について、事業化促進のための事業前の公共施設充当地の取得等への支援（**緊急防災空地整備事業**）の**対象に追加**（減価補償地区以外での実施も可能）

【防災指針に基づく総合的な浸水対策のイメージ】



土地区画整理事業

- 土地の高上げ
- 雨水貯留施設の整備 等

【区画整理による土地の高上げ】



拡充②（R3都市計画法改正関連）

支援対象の拡充（浸水対策施設整備費の拡充）

地区施設に位置づけられた**雨水貯留浸透施設や避難施設等**（※）について、**浸水対策施設の対象に追加**し、当該施設の**整備費全額を補助限度額に算入**（地区施設以外の調整池については1/3）

（※）令和3年度の都市計画法の改正により、新たに地区施設として位置づけられる予定

【拡充後の支援対象】

現行	拡充後
浸水対策施設の対象 ・調整池	・調整池 ・雨水貯留浸透施設、避難施設、避難路等 （※）地区施設に位置付けられたものに限る
補助限度額の対象 ・調整池の整備費×2/3	・調整池の整備費×1/3（地区施設以外） ・地区施設の整備費全額

支援対象のイメージ



宅地嵩上げ安全確保事業(浸水対策:R3年度追加)概要

大規模な豪雨災害による浸水被災地で、家屋の集団移転が困難等の要件を満たす地区について、同程度の出水に対する安全性を確保するため、河川施設整備との整合を図った上で行う宅地と公共施設の一体的な嵩上げを支援。

要件 (以下のすべてを満たすこと)

〈被災地、災害リスク〉

- 激甚災害により宅地が浸水し、治水対策を実施しても同規模の出水で浸水するおそれがある地区。
- 建築基準法第39条の規定に基づく災害危険区域に含まれる地区。

〈他手法との比較〉

- 宅地嵩上げに要する事業費が、家屋の集団移転に要する事業費及び浸水防止に必要な連続堤整備等に要する事業費を上回らないこと。

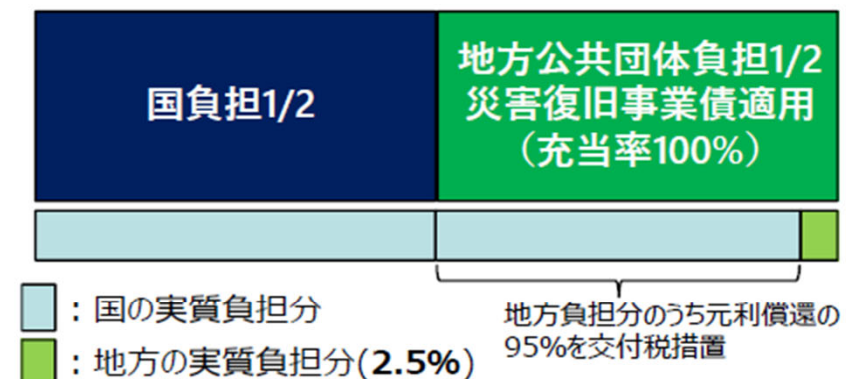
〈復興計画への位置付け等〉

- 地方公共団体が作成する復興計画等において公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行うと定められ、嵩上げを行う家屋が5戸以上ある地区 等

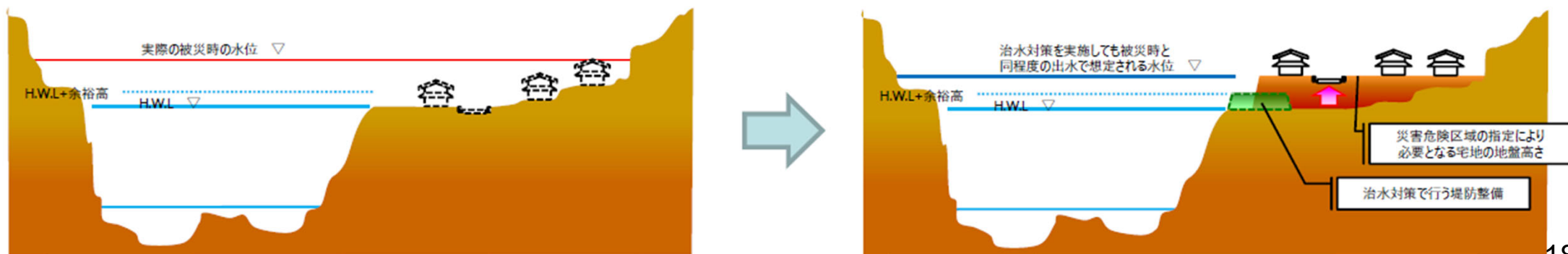
補助対象となる主な経費 (補助率1/2)

- 調査測量及び設計に要する費用
- 宅地等の嵩上げ及び関連移設工事等に要する費用

補助と地方財政措置をあわせて97.5%が国の負担

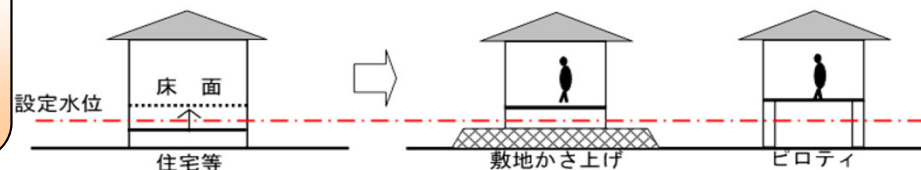


【嵩上げによる地域の安全性確保 (イメージ)】



災害危険区域を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物の安全性向上のため、災害危険区域（建築禁止エリアは除く）に存する既存不適格建築物について、建築制限に適合させる改修費用等の一部を補助する地方公共団体に対して支援を行う。

＜災害危険区域内における建築制限のイメージ＞



住宅

計画策定

地方公共団体実施：国 1 / 2

基準適合調査

民間実施：国と地方で 2 / 3
地方公共団体実施 1 / 2

通常支援

改修、建替え

■ 対象となる住宅

災害危険区域内の既存不適格建築物である住宅(注1)

■ 交付率

国と地方で 2 3 %

■ 補助限度額

2 8 0 万円 / 棟

ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費（増工分）を限度とする
※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

事業期間

令和 3 年度～令和 7 年度

ただし、令和 8 年度以降の区域指定であっても、令和 7 年度までに計画策定等した場合は経過措置あり

パッケージ支援(重点支援)

改修、建替え

■ 対象となる住宅

要件を満たす災害危険区域内の既存不適格建築物である住宅(注1)

■ 交付額

国と地方で 1 0 0 万円 / 棟

■ 補助限度額

改修工事費の 8 割

ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費（増工分）を限度とする
※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

■ 対象となる災害危険区域の要件

○令和 3 年度以降の新規指定区域

○立地適正化計画における防災指針又は流域治水プロジェクト等※を定めている地方公共団体の既存区域

※土地利用等に関する対策を記載するもの

建築物

計画策定

地方公共団体実施：1 / 3

基準適合調査

民間実施：国と地方で 2 / 3
地方公共団体実施：国 1 / 3

改修、建替え

■ 対象となる建築物

災害危険区域内の既存不適格建築物で、地域防災計画において指定された避難所等及び一時集合場所等(集合住宅の共同利用施設を含む)(注1)

■ 交付率

対象建築物	交付率
避難所等	民間実施：国と地方で 2 / 3 地方公共団体実施：国 1 / 3
一時集合場所等	民間実施：国と地方で 2 3 %

■ 補助限度額

2 8 0 万円 / 棟

ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費（増工分）を限度とする
※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

(注1)災害危険区域等の条例の規定が施行されることにより既存不適格になる予定の住宅及び建築物を含む

(注2)本事業は、浸水による被害の防止又は軽減の観点から建築物の敷地、構造等に関する制限を定める地区計画等に基づく条例も補助対象とする予定

○「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率：1 / 2（都市機能誘導区域内）、45%（居住誘導区域内等）

対象事業

<市町村、市町村都市再生協議会>

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するもの

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設、都市機能誘導区域内の誘導施設（医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設）※、土地区画整理事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

<民間事業者等>

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※の整備

ーただし、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2 / 3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。



※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区を除く市町村及び当該市町村の民間事業者等を支援対象とする。

施行地区

○都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の「都市機能誘導区域内」及び「居住誘導区域内」に定められている地区

ーただし、次の市町村を除く※1。

- ・都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村
- ・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村

※1 令和3年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。

ーなお、次の区域を施行地区に含むことができる。

- ・水辺とまちが融合した良好な空間形成を推進する計画（以下「水辺まちづくり計画」という。）がある場合は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する水辺の区域※2

※2 交付対象事業は水辺まちづくり計画に位置付けられている事業等に限る（災害リスク等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な建築物及び災害時に使用する施設等の整備を除く）。

- ・空き地等が発生して外部不経済が発生する可能性がある市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している区域※3

※3 交付対象事業は緑地等の整備に限る。

防災集団移転促進事業

災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助 ※赤字下線部は法改正事項

【事業の概要】

事業主体

市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

移転元地（移転促進区域）

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域(※)

※災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域

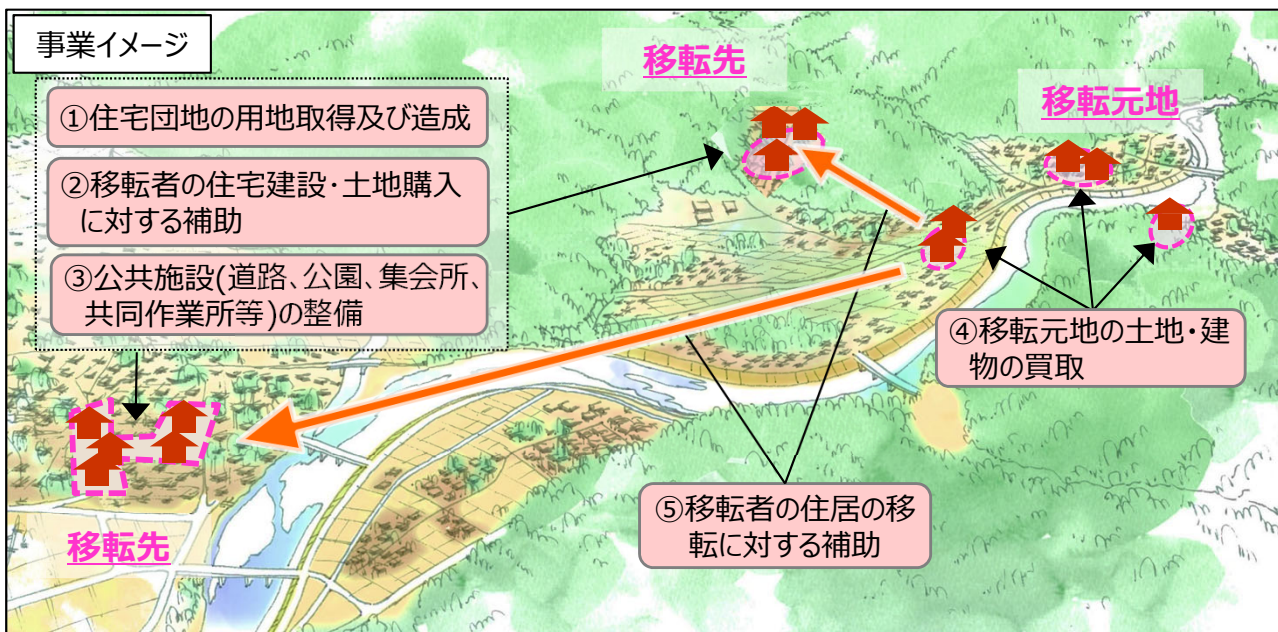
移転先（住宅団地）

5戸以上(※)かつ移転しようとする住居の数の半数以上

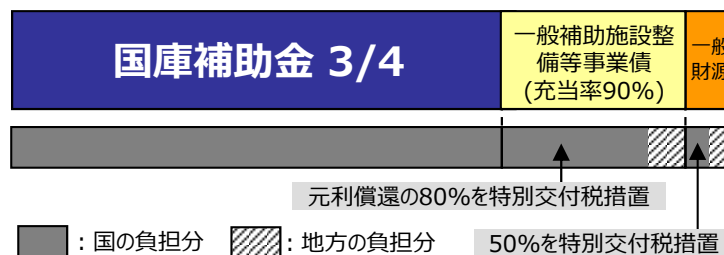
※ただし、災害ハザードエリア外からの移転については10戸以上

【国庫補助の対象となる主な経費】（補助率 3 / 4）

- ① 住宅団地の用地取得及び造成
（関連して移転する要配慮者施設に係る土地の整備を含む。なお、分譲の場合は補助対象外。）
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助
（住宅ローンの利子相当額）
- ③ 住宅団地に係る公共施設の整備
- ④ 移転元地の土地・建物の買取
（やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限る。）
- ⑤ 移転者の住居の移転に対する補助
- ⑥ 事業計画等の策定に必要な経費（補助率 1 / 2）



補助と地方財政措置をあわせて約94%が国の負担



地方財政措置

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%）。その元利償還金の80%を特別交付税措置。
- 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。
※⑥事業計画等の策定に必要な経費についても同様。
※都道府県が実施する場合は、特別交付税措置の対象外。

○ 立地適正化計画等の計画策定や、医療、福祉施設、居住機能の移転の促進等、コンパクトなまちづくりを推進する自治体に対して、重点的な支援を実施。【補助率：地方公共団体 1/2、民間事業者 1/2、1/3】

計画を作りたい

■ 計画策定の支援

【計画策定の支援】

- ①立地適正化計画*
- ②PRE活用計画
- ③広域的な立地適正化の方針
- ④低炭素まちづくり計画

補助対象者	
地方公共団体	市町村都市再生協議会
	PRE活用協議会
	鉄道沿線まちづくり協議会

※人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市のみ、上限550万円まで定額補助

【コーディネート支援】

計画に基づく各種施策の推進のための合意形成等を支援
 ○立地適正化計画の検討にあわせて、未着手都市計画道路やインフラ老朽化についても把握することが重要。そういった調査を行う場合には、条件によっては策定支援を活用できる。

移転を促進したい

■ 誘導施設等への支援

【誘導施設等の移転促進支援】

- 誘導施設等の跡地の除却処分・緑地等整備の支援
- 医療施設、社会福祉施設等（延床面積1,000㎡※）
 - 商業施設（上記と一体的に立地するもの）

※人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市のみ、延べ床面積500㎡以上へ緩和

【建築物跡地等の適正管理支援】

立地適正化計画に跡地等管理区域として位置付けられた区域等における建築物跡地等の適正管理を支援

■ 居住機能への支援

【居住機能の移転促進に向けた調査支援】

※上限500万円

防災対策を位置付けた立地適正化計画に基づく居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査を支援

コンパクトシティ形成支援事業の概要



令和2年度 拡充事項

- 人口10万人未満かつ2015年から2030年における人口減少率が20%以上の都市に対して、計画策定の支援を定額補助（上限550万円）にて支援
- 人口10万人未満かつ2015年から2030年における人口減少率が20%以上の都市に対して、誘導施設移転に係る除却対象の移転後の延床面積要件を、1,000㎡以上から500㎡以上に緩和
- 複数自治体が共同して立地適正化計画を作成する場合、計画策定の支援の補助対象者に「市町村都市再生協議会」を追加
- 立地適正化計画において防災対策が位置付けられた居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査への支援を追加

事業概要

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転を行う者に対し補助金を交付する地方公共団体に対して、交付金を交付する事業【昭和47年度～】

補助対象

(1) 除却等費

○危険住宅の除去などに要する費用で撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等（限度額：975千円/戸）

(2) 建設助成費

○危険住宅に代わる新たな住宅の建設（購入を含む。）及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額（借入利率：年8.5%を限度）

限度額：【通常】 4,210千円/戸（建物3,250千円/戸、土地960千円/戸）

【特殊地域】 7,318千円/戸（建物4,650千円/戸、土地2,060千円/戸、敷地造成608千円/戸）※
特殊地域～特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域

(3) 事業推進経費

○事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

補助要件

(1) 対象地区要件

- 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（建築基準法第39条第1項）
- 地方公共団体が条例で建築を制限している区域（建築基準法第40条）
- 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）
- 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域（土砂災害防止法第4条）
- 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域（災害救助法第2条）

(2) 対象住宅要件

- 既存不適格住宅
- 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行った住宅
※ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

交付率

国：1/2、地方公共団体：1/2

交付団体

都道府県、市町村

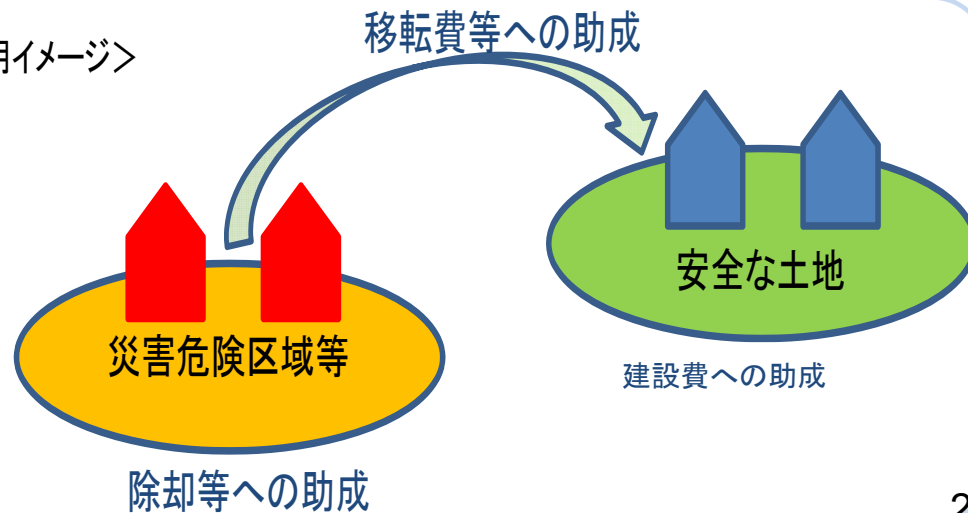
事業実施主体

市町村（市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県。）

【限度額が引き上げられる地域】

	特殊土壌地帯	地震防災対策強化地域	急傾斜地崩壊危険区域	災害危険区域
根拠法	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法	大規模地震対策特別措置法	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	建築基準法
指定権者等	国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣	内閣総理大臣	都道府県知事	地方公共団体（条例）

<適用イメージ>



1. 概要

不良住宅※が集合すること等により生活環境の整備が必要とされる地区において、地方公共団体により、不良住宅の除却、従前居住者向けの住宅（小規模改良住宅）の建設、生活道路又は児童遊園等を整備する事業。

※地方公共団体が移転勧告等を行った住宅や災害で著しく損傷した住宅も該当する。

2. 根拠

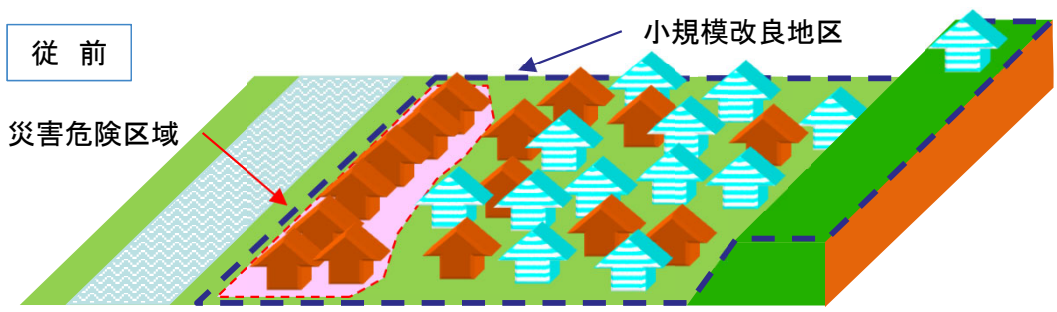
小規模住宅地区等改良事業
制度要綱（住宅局長通達）

3. 対象地区

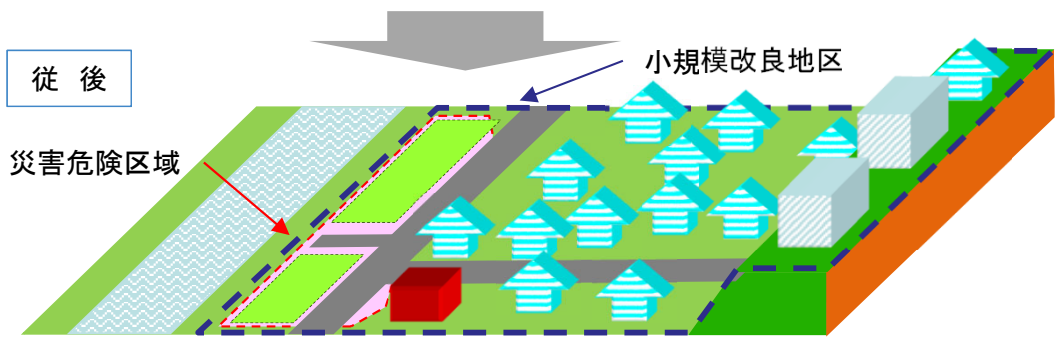
- ・不良住宅戸数 15戸以上
 - ・不良住宅率 50%以上
- 等

4. 補助対象

- | | | |
|--------------|--------------------|---|
| ・不良住宅の買収・除却 | (1/2) [※] | |
| ・小規模改良住宅整備 | (2/3) | |
| ・小規模改良住宅用地取得 | (1/2) | |
| ・公共施設・地区施設整備 | (1/2) | |
| ・津波避難施設等整備 | (1/2) | 等 |
| ※ 跡地非公共は1/3 | | |



	良住宅		不良住宅
	小規模改良住宅		地区施設(集会所等)
	緑地・公園等		道路



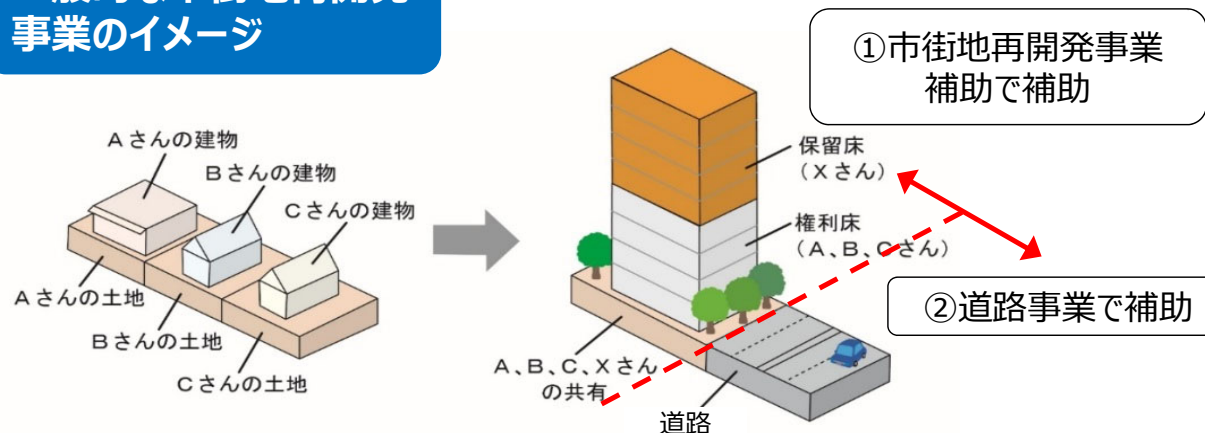
小規模住宅地区改良事業の実施事例（奈良県野迫川村）

1. 制度の目的

市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う（都市再開発法 昭和44年施行）。

2. 事業の仕組み

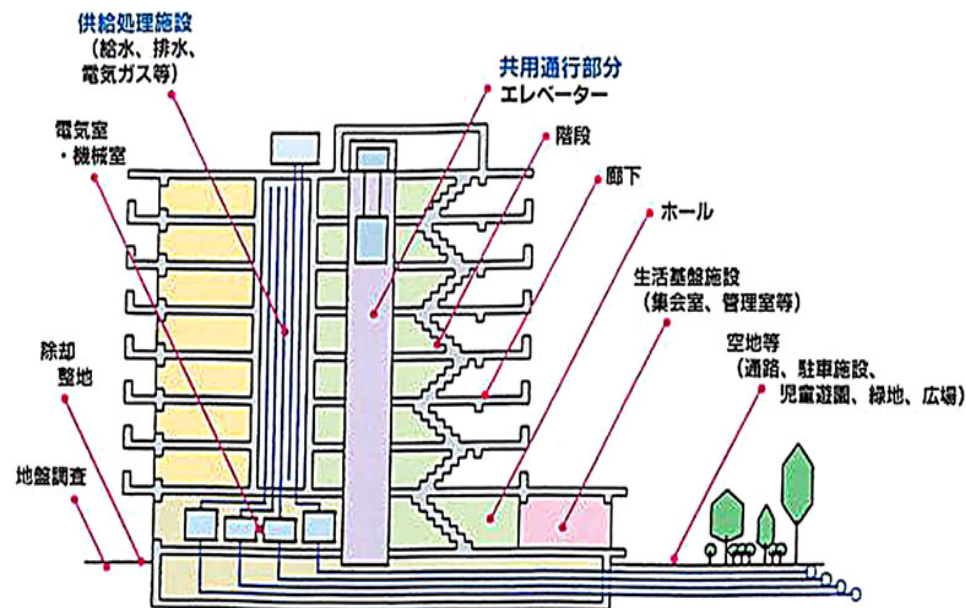
一般的な市街地再開発事業のイメージ



- 敷地等を共同化し高度利用することにより、公共施設用地を生み出す
- 従前権利者の権利は、等価で新しい再開発ビルの床に権利変換により、置き換えられる（権利床）
- 高度利用によって新たに生み出された床（保留床）を処分して事業費に充てる

3. 交付対象及び国費率（社会資本整備総合交付金）

補助事業名	補助内容	負担割合		
		国	地方	施行者
①市街地再開発事業	施設建築物及びその敷地の整備に要する費用の一部 (調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費等)	1/3等	1/3等	1/3等
②道路事業	都市計画道路等の整備に要する費用 (用地費及び補償費、工事費、測量及び試験費等)	1/2等	1/2等	—



共同施設整備費の対象のイメージ

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

赤字下線部：R3年度予算拡充事項

○ 都市防災総合推進事業の概要

事業主体：市町村、都道府県等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1 / 3
②住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1 / 3
③地区公共施設等整備	・地区公共施設（避難路、避難地（避難地に設置する防災施設を含む）） ・地区緊急避難施設（指定緊急避難場所（津波避難タワー、避難センター等）、避難場所の機能強化（防災備蓄倉庫、非常用発電施設、 感染症対策に資する設備 等））	用地：1 / 3 工事：1 / 2 ※1
④都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1 / 3 工事 1 / 2
⑤木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	1 / 3
⑥被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設 ・地区緊急避難施設	1 / 2
※激甚災害被災地	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1 / 3

※1：南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2 / 3

○ 地区要件

施行地区

<事業メニュー①～③>

災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域※2、重点密集市街地を含む市、DID地区

<事業メニュー④>

大規模地震発生の可能性の高い地域※2、重点密集市街地を含む市、DID地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在市

<事業メニュー⑤>

重点密集市街地

<事業メニュー⑥>

激甚災害による被災地

※2：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域



津波避難タワー



避難センター



備蓄倉庫



避難場所に向かう避難路



避難地となる公園



沿道建築物の不燃化

下水道による浸水対策に関する事業制度

【事業目的】

【事業メニュー】

【支援内容】

防
安
交

交付対象管のみを整備

通常下水道事業

・交付対象管渠となる雨水管等の整備を支援。

再度災害防止等の観点から
浸水安全度を早急に高める

下水道浸水被害軽減総合事業

・再度災害防止や事前防災・減災の観点から、浸水安全度を早急に高めるため、ハードとソフトを組み合わせた総合的な浸水対策を支援。
(下水道浸水被害軽減型)

行政と住民等が連携して、既存施設を
最大限活用した対策を実施

・既存施設を最大限活用した下水道整備や止水板の設置等を支援。
(効率的雨水管理支援型)

下水道と河川のネットワーク化施設等を
整備

都市水害対策共同事業

・下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調整施設をネットワーク化するための施設等の整備を支援。

民間の雨水貯留
施設等の整備を
推進

各戸貯留浸透等

新世代下水道支援事業

・個人・民間事業者等による雨水貯留浸透施設等の設置を支援（
地方公共団体を通じた間接補助）

大規模な雨水貯
留施設等

特定地域都市浸水被害対策事業

・浸水被害対策区域（下水道法に基づき市町村等が条例で指定）
や都市機能誘導区域において民間の雨水貯留施設等の整備を支援。

都市機能集積地区の
浸水安全度を早急に高める

下水道床上浸水対策事業

・都市機能集積地区等における早急な再度災害防止を図るため、計
画的に実施する大規模な浸水対策を支援。

河川事業と連携し
浸水安全度を早急に高める

事業間連携下水道事業

・内水による深刻な影響を回避するため、下水道整備と河川事業を
一体的かつ計画的に実施する浸水対策を支援。

大規模な雨水処理施設の
設置・改築

大規模雨水処理施設整備事業

・計画的な整備や適切な機能確保を図るため、大規模な雨水処理
施設の設置又は改築を集中的に支援。

個
別
補
助

河川とのネットワーク管の整備（都市水害対策共同事業）

既存施設を活用した整備や止水板等の整備
（下水道浸水被害軽減総合事業 効率的雨水管理支援型）

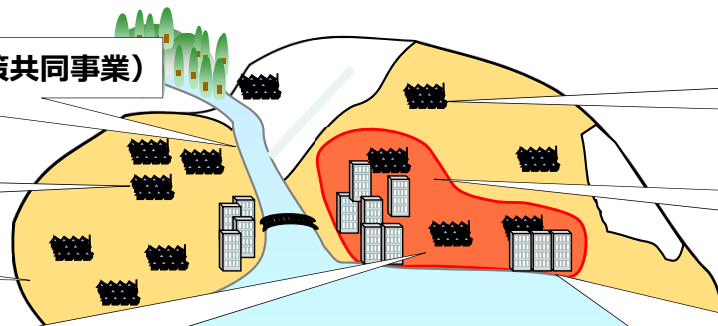
各戸貯留浸透施設等の整備
（新世代下水道整備事業）

大規模な雨水処理施設の整備
（大規模雨水処理施設整備事業）

交付対象管渠の整備
（通常下水道事業）

再度災害防止等の観点から浸水安全度を早急に高める
（下水道浸水被害軽減総合事業 下水道浸水被害軽減型）

浸水被害対策区域における民間の雨水貯留施設等の整備
（特定地域都市浸水被害対策事業）



- 下水道による大規模な再度災害防止対策や河川事業と連携した内水対策について、計画的・集中的に支援するための補助事業制度を令和元年度より創設。
- 一定期間に集中的な投資が必要となる大規模な雨水処理施設について、計画的な整備や適切な機能確保を図るため、集中的に支援する補助事業制度を令和2年度より創設。
- これらの補助事業の活用を促進し、整備を加速化。

令和元年度より創設

下水道床上浸水対策事業

<大規模な再度災害防止対策>

- 浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区等における早急な再度災害防止を図るため、下水道整備による浸水対策を集中的に支援。

- ・概ね5年以内で完了する事業
- ・過去概ね10年以内に床上浸水50戸以上等の要件

事業間連携下水道事業

<河川事業と連携した内水対策>

- 内水による深刻な影響を回避するため、河川事業と一体的かつ計画的に実施する下水道整備を集中的に支援。

- ・概ね5年以内で完了する事業
- ・想定される浸水家屋が25戸以上等の要件

令和2年度より創設

大規模雨水処理施設整備事業

<大規模な雨水処理施設の設置・改築>

- 計画的な整備や適切な機能確保を図るため、大規模な雨水処理施設の設置又は改築を集中的に支援。

- ・概ね10年以内で完了する事業
- ・総事業費が5億円以上を要件

【対策イメージ】



雨水ポンプの整備



雨水貯留管の整備

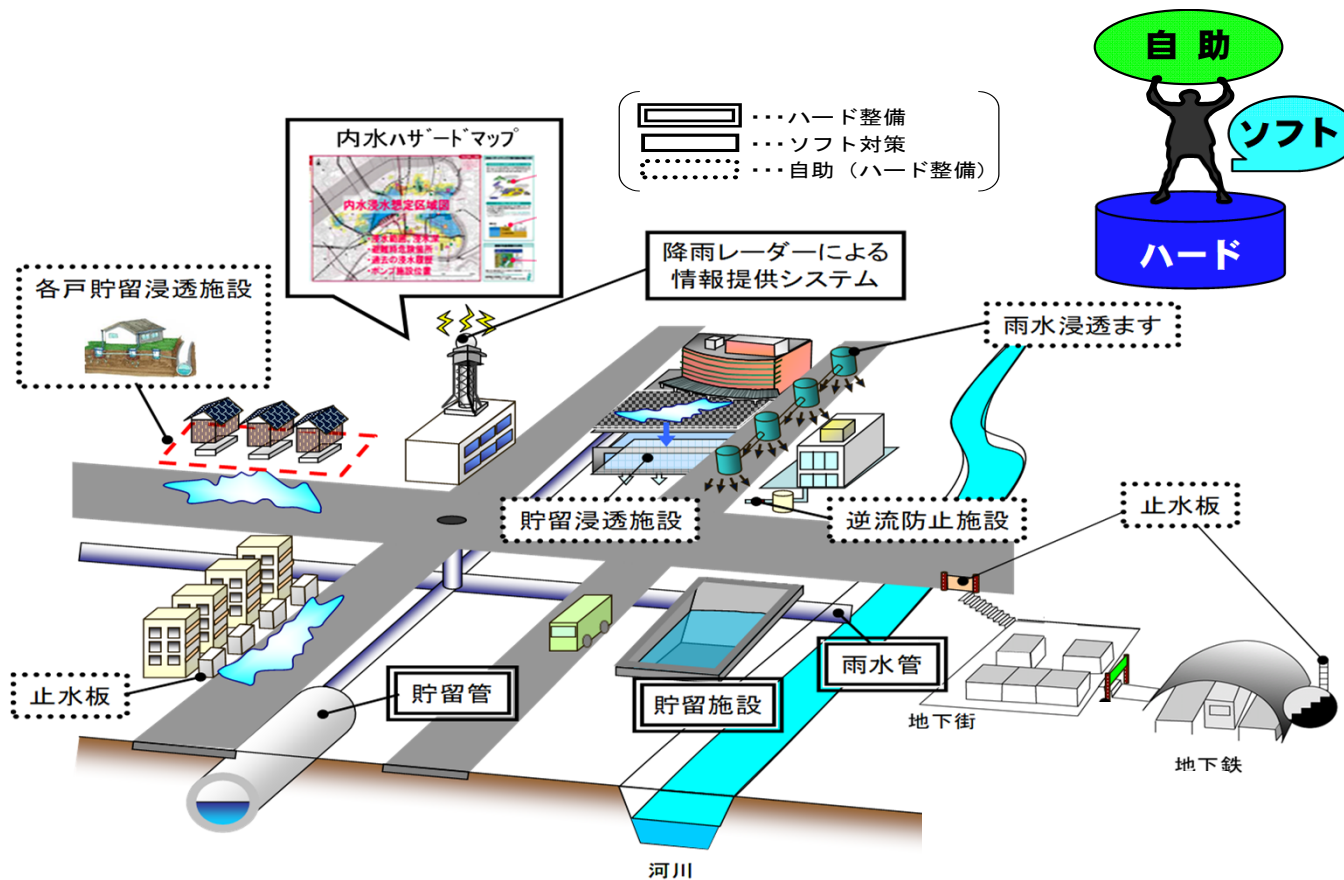


貯留施設の整備

下水道浸水被害軽減総合事業【下水道浸水被害軽減型】

- 雨水貯留・浸水施設の整備（ハード対策）、住民に対しリアルタイムに情報提供するための装置、止水板等の設置（ソフト対策）等が交付対象事業であり、これらを効果的に組み合わせて**総合的な浸水対策を図り、浸水に対する安全度を早急に高める**ことを目的。
- 駅周辺地区など**都市機能が集積した地区**で一定規模以上の浸水被害の実績がある地区、浸水シミュレーションの結果により一定規模以上の浸水被害が想定される地区、100mm/h安心プランに登録された地区等が交付対象の要件。

下水道浸水被害軽減型を活用した、下水道による総合的な浸水対策のイメージ



効果的なハード対策

重点的かつ効率的な施設の整備と効果的な運用

- 貯留・浸透施設の積極的導入 等

ソフト対策の強化

自助を支える情報収集・提供等の促進

- 内水ハザードマップの公表
- リアルタイム情報提供の促進 等

自助の促進

自助の促進による被害の最小化

- 浸水時の土のう、止水板設置
- 自主避難 等

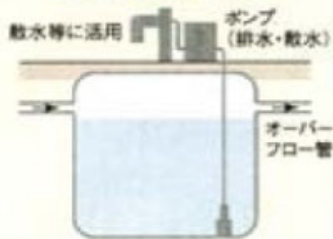
新世代下水道支援事業【各戸貯留等による浸水対策】

○個人住宅等に設置する貯留タンク、雨水浸透ますなどの小規模な施設に対して、地方公共団体が住民等に設置費用を助成する場合、国が地方公共団体に対して支援を実施。

各戸貯留浸透施設（支援対象）のイメージ

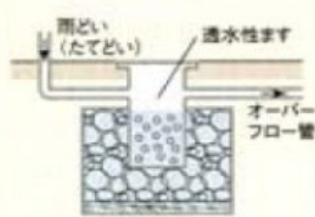


浄化槽転用雨水貯留槽



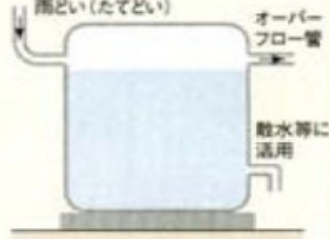
●用途廃止済みで、清掃済みのもの

雨水浸透ます



●透水性ますの内幅は15cm以上
●ますの外側は砕石や砂で覆う

雨水貯留槽



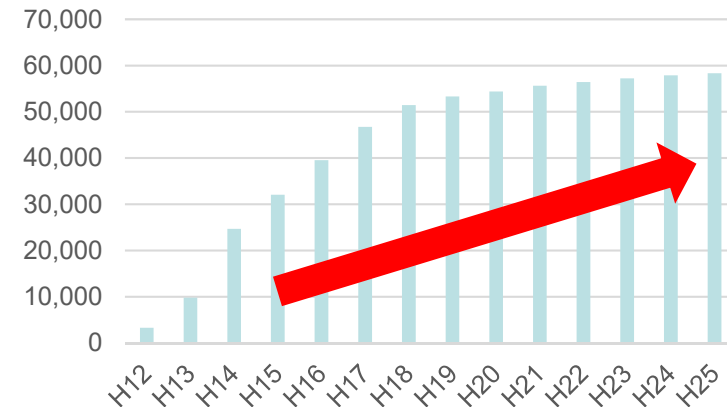
●100以上のもの

取組事例（新潟市）

新潟市では、総合的な雨水対策として雨水流出抑制を地域全体で拡大するため、宅地内の雨水浸透ます設置の助成を平成12年度より開始した。
市民から助成を積極的に活用してもらうため、様々な普及啓発活動の展開に努め市民の理解と協力を得た成果として、平成25年度末までに、累計で約6万基の雨水浸透ます、雨水貯留槽の設置を行った。



新潟市の雨水貯留浸透施設の設置件数



※令和元年度創設

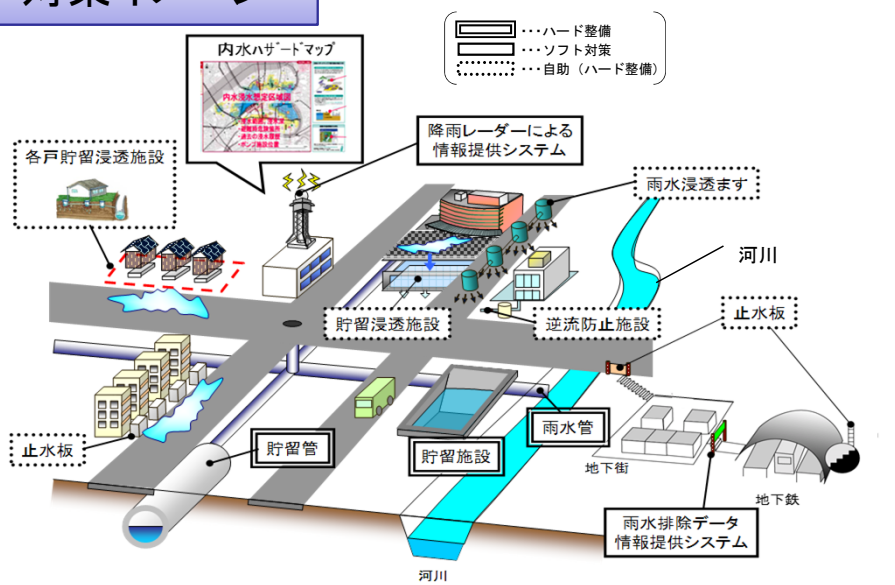
背景・課題

- 平成30年7月豪雨では、全国の浸水戸数約2.9万戸のうち、内水被害が約1.9万戸を占め、多数の内水被害が発生するなど、近年、全国の都市において内水被害が頻発しており、浸水によって、市民生活や地域経済への甚大な影響が発生
- 特に、都市機能が集積しており、近年、浸水実績のある浸水リスクが高い重要な地区においては、計画的に実効性のある再度災害防止対策を講じることが必要

概要

- 浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区における早急な再度災害防止を図るため、下水道整備による浸水対策を計画的に実施
- 【対策メニュー】雨水管、雨水貯留管、雨水ポンプの整備 など

対策イメージ



採択要件

- 駅周辺地区に代表される都市機能が集積する地区で、過去概ね10年間で床上浸水被害が発生した実績があり、以下のいずれかに該当する地区
 - ・過去概ね10年間に、延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が延べ200戸以上発生した地区
 - ・内水浸水シミュレーションにより、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区
- ハード・ソフト対策からなる総合的な計画を立案
- 概ね5年で床上浸水対策を計画的に実施

背景・課題

※令和元年度創設

- 近年、全国の都市において浸水被害が頻発しており、被害を受けた地区には、市役所、避難所、消防署、緊急輸送道路、地下街等の重要施設が存在し、浸水によって、それらの施設が機能不全を起こし、人命を脅かす事態や地域経済への甚大な影響が発生
- 内水被害対策の推進にあたっては、下水道と河川が一体的に進める必要があるが、各事業の優先度合が異なる場合、効果が十分に発揮できていない
- 激甚化する内水被害に対して、効果をより発現させる観点から、総合的な計画に基づき、一定期間内(概ね5年)に集中的に対策を講じることが効果的

概要

- 内水での深刻な影響を回避するため、下水道整備を河川事業と一体的に計画的・集中的に実施
【対策メニュー】雨水管、雨水貯留管、雨水ポンプの整備 など

対策イメージ

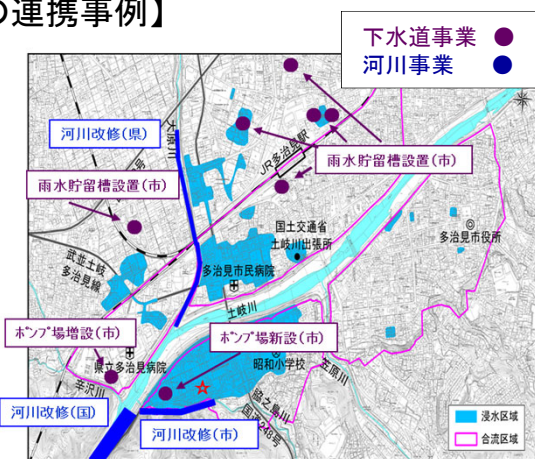
【庄内川水系土岐川での連携事例】

(概要)

・浸水対策として雨水貯留施設やポンプ場等の整備を実施するとともに、受け皿となる河川の改修を実施。ハザードマップ作成等のソフト対策も実施

・総事業費：約57億円

・事業期間：H25年～29年



採択要件

- 浸水の恐れがある地域に、以下のいずれかを含む地域
 - ・ 浸水想定区域内に、市役所、要配慮者利用施設等の重要施設
 - ・ 近10年に家屋の浸水実績
- 総合的な計画を立案
- 概ね5年で実施

背景・課題

※令和2年度創設

- 令和元年台風19号や、平成30年7月豪雨など、近年、全国の都市において内水被害が頻発しており、浸水によって、市民生活や地域経済への甚大な影響が発生。
- 特に、一定期間に集中的な投資が必要となる大規模な雨水処理施設について、計画的な整備や適切な機能確保を図るため、集中的な支援が必要。

概要

○雨水処理を担う下水道施設の計画的な整備や適切な機能確保を図るため、概ね10年以内で完了し、事業費が5億円以上の雨水処理施設の設置又は改築を計画的・集中的に実施する。

【対策メニュー】雨水管、雨水貯留管、雨水ポンプの整備 など

対策イメージ



雨水ポンプ場の整備



雨水貯留管の整備

採択要件

- 雨水処理を担う下水道施設の設置又は改築を実施する事業であり、以下のすべてに該当するもの
 - ・事業期間が概ね10年以内
 - ・総事業費が5億円以上

内水ハザードマップの作成推進【住民の自助促進のためのソフト対策】

- 社会資本整備重点計画(H24)では、対象となる**484市区町村**において、平成28年度末までに内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施することを目標。
- 令和元年度末において、**361市区町村（約75%）**で内水ハザードマップを作成・公表し、**295市区町村（約61%）**で防災訓練等を実施。
- 埼玉県では、県がリーダーシップを発揮し、勉強会を通じて内水ハザードマップの作成が進んでいる。（平成27年度国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」レジリエント部門受賞）

勉強会の開催実績 （埼玉県の例）

第1回：H24年9月

- 内水ハザードマップ作成手法の説明および質疑応答 水コン協
- 事例紹介
- 浸水実績を活用した内水ハザードマップ作成に関する意見交換

第2回：H24年11月

- 県下自治体による事例発表
 - ・さいたま市（さいたま市防災マップ）
 - ・戸田市（浸水シミュレーションによる浸水想定）
 - ・川口市（洪水HMを活用した内水HMの策定）
 - ・飯能市（浸水想定区域図の作成）

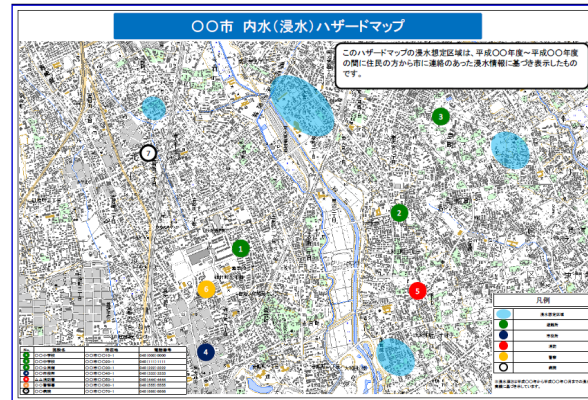
第3回：H25年5月

- 県下自治体による事例発表
 - ・上尾市（内水ハザードマップの作成について）
 - ・秩父市（内水ハザードマップの作成について）
 - ・栃木県（内水ハザードマップ作成促進の取り組み）
 - ・浸水実績に基づいた簡易な内水ハザードマップ作成の提案

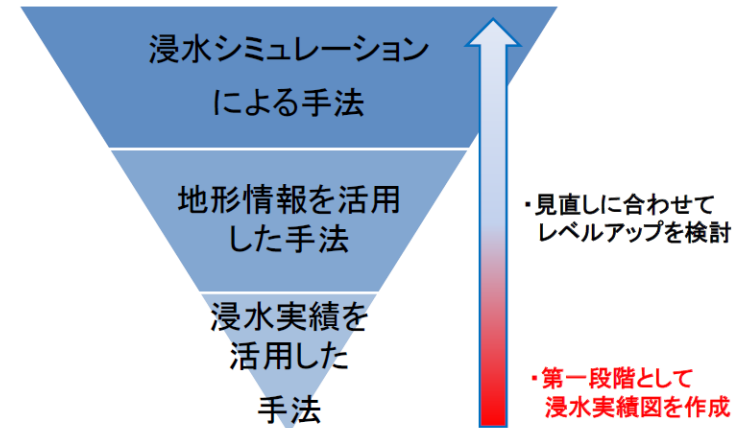
■市町村向けの勉強会を開催し、具体的な作成手順・作成例を示した。

手順	作業項目	内容	洪水HMが活用できる項目
①	凡例の作成	・作成例を参考に凡例を作成する	
②	浸水想定区域図の作成	・使用する図面は1/10000～1/25000程度 ・浸水想定区域は、下図が見えるように表示する	○
③	避難所、役所、消防、警察、病院の所在確認	・洪水ハザードマップや地域防災計画等から左記施設の住所、電話番号を確認する	○
④	避難所、役所、消防、警察、病院の一覧表を作成	・作成例を参考に一覧表を作成する ・対象施設にナンバリングを行う（通し番号） ・表示にあたっては、シールの活用も可	○
⑤	コメントの作成	・住民の誤解を招かないために、どのようなデータにより浸水想定区域を表示したかを明示する	
⑥	仕上げ	・凡例や施設一覧、コメントを浸水想定区域図に貼り付ける ・タイトルも忘れずに付ける	
⑦	内水（浸水）ハザードマップの完成	・作成したものに少し手を加えれば、公表や配布は可能です ・作成したハザードマップを基に関係部局等と協議を進めて、公表に向けた調整を進めて下さい	
⑧	公表	・印刷物の配布 ・ホームページへの掲載等	

作成例



段階的な作成手法



平時における、浸水リスクの周知

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで重点的に支援する「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」を創設。

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

建築物耐震対策緊急促進事業

目的

大規模な建築物等の耐震化及び避難場所までの避難路等の確保

対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物や避難場所となる建築物、緊急輸送道路沿道建築物等

補助対象等

耐震診断、補強設計、耐震改修（耐震診断の結果、倒壊の危険性のあるもので、改修等により地震に対して安全な構造となるもの）等に対する支援



制振ダンパー

補助率

民間事業者の場合 国1/3、地方1/3 等
地方公共団体の場合 国1/3 等

事業期間

令和3年度～令和5年度

災害時拠点強靱化緊急促進事業

地震時の帰宅困難者等への対応

地方公共団体と帰宅困難者の受入協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等

帰宅困難者等の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、非常用発電機、耐震性貯水槽等の整備に対する支援



防災備蓄倉庫

民間事業者の場合 国2/3、地方1/3
地方公共団体の場合 国1/2

令和3年度～令和5年度

一時避難場所整備緊急促進事業

水害時の避難者への対応

地方公共団体と水害時の避難者の受入協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等

避難者の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、電気設備（設置場所の嵩上げ含む）、止水板等の整備に対する支援



電気設備の設置場所の嵩上げ

民間事業者の場合 国2/3、地方1/3
地方公共団体の場合 国1/2

令和3年度～令和5年度

住宅・建築物安全ストック形成事業（土砂災害関係）

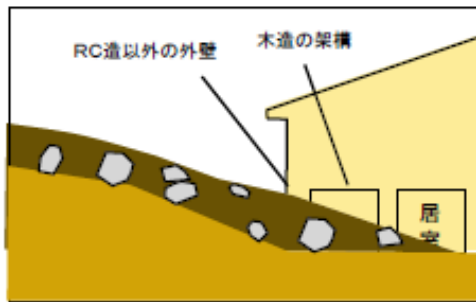
■目的

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定された土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物の土砂災害対策改修に対する支援を行うことにより、建築物の安全性を確保することを目的とする。

■事業内容

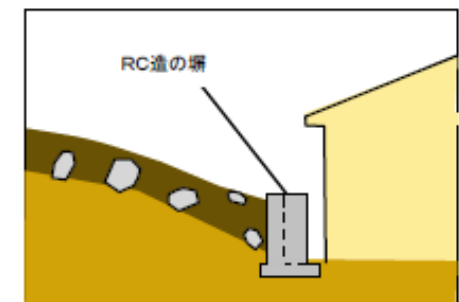
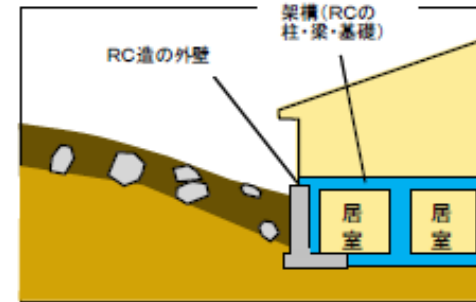
○土砂災害特別警戒区域内の既存建築物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用を支援する。

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないもの



改修
(イメージ)

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有しているもの(例)



想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリート造の外壁等を設ける

○補助対象：以下の要件を満たす建築物。

- ・土砂災害特別警戒区域内の建築物
- ・建築基準法施行令第80条の3について既存不適格である建築物

○補助率：23%（うち国費11.5%）

○補助対象限度額：336万円/棟